

### 基本目標3 「安全安心・強靭とくしま」の実現

#### 【重点戦略1】

#### みんなで守るとくしまの推進

主要事業実施工程表（3-1 みんなで守るとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 防災を担う人材の育成（長期：2、中期：II-1①）				
<b>主要指標</b>	○「防災士」登録者数（累計）	2,300人		
● 自助・共助の要となる地域防災リーダーとして「防災士」の資格取得を支援します。<危機>	○「防災士」登録者数（累計） ㉕832人→㉚2,300人	支援 1,400人	1,700人	2,000人 2,300人 全国5位
○「防災士」新規取得者数（人口10万人当たり） ㉕全国10位→㉚全国5位以内				
○「防災士」新規取得者数（30歳未満の人口10万人当たり） ㉕20.5人→㉚75人	50人	60人	70人	75人
● 地域住民と連携した防災教育を推進し、児童生徒の防災対応能力の向上と地域防災の担い手の育成を図ります。 <教育>	○高校生防災士養成数（累計） ㉕→㉚500人	推進 80人	220人	360人 500人
○県立学校における防災士の資格を有する教員の配置率 ㉕→㉚100%	40%	60%	80%	100%
○県立高校の「防災クラブ」の設置校数 ㉕15校→㉚全県立高校34校	全校			
● 地域防災の担い手となる人材の育成のため、実践的な活動を取り入れるなど積極的な取組みをしようとするクラブを「モデル少年少女消防クラブ」に選定し、重点支援を行います。<危機>	○全国大会の開催 ㉕開催	開催 4クラブ	推進 7クラブ	10クラブ
○モデルクラブの選定数（累計） ㉕→㉚10クラブ				
● 防災人材育成センターと「まなびーあ徳島」等関係部局が連携協力し、県民の誰もが自発的に防災について学ぶことができる「防災生涯学習」を推進します。<危機>	○県立総合大学校「まなびーあ徳島」 (防災生涯学習コース)講座受講者数 ㉕13,817人→㉚~㉚年間15,000人 ㉙~㉚年間20,000人	推進 15,000人	15,000人	20,000人 20,000人
● 小中学校へ出向く「まなぼうさい教室」や教職員を対象とした防災学習研修の開催を通じて、また、関係機関等へ発信する「防災生涯学習推進パートナー通信」を活用して、学校・地域が連携した防災活動を支援します。<危機>	○「防災生涯学習推進パートナー」の機関数 ㉕→㉚~㉚480機関	推進 330機関	480機関	480機関 480機関

### 主要事業実施工程表 (3-1 みんなで守るとくしまの推進)

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程 (年度別事業計画)			
	H27	H28	H29	H30
● 消防団を中心とした、地域防災力の充実強化を図るため、様々な地域防災の担い手との連携・指導、救助や災害復旧等のニーズに対応する新たな取組みなどに「頑張る」消防団の活動を支援します。また、消防団の加入促進や消防団協力事業所の顕彰を行うとともに、「消防団応援の店」の登録を積極的に推進し、消防団を応援する地域づくりを推進します。<危機> ○ 「消防団協力事業所表示制度」の導入市町村数 ㉙ 16市町村→㉚ 24市町村 ○ 「消防団応援の店」の登録店数 (累計) ㉙ →㉚ 90店 ○ 消防団への新規入団者数 ㉙ →㉚ 年間 500人	推進			→
18 市町村	20 市町村	22 市町村	24 市町村	
60店	90店	500人	500人	
● 県南部圏域における次世代の防災活動の担い手を育成するため、南部防災館と連携し、管内の学校等への防災出前講座や訓練等を行い、防災教育を推進します。<南部> ○ 中・高校生を対象にした防災講座・訓練等実施回数 ㉙ 17回→㉚ 年間 15回以上	推進			→
15回	15回	15回	15回	
● 二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、被災した宅地について、危険度判定を実施する被災宅地危険度判定士を育成し、確保します。<県土> ○ 被災宅地危険度判定士 (確保人数) ㉙ 469人→㉚ 510人	推進			→
480人	490人	500人	510人	
● 二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、被災した建築物について、危険度判定を実施する被災建築物応急危険度判定士を育成し、発災時の判定業務を円滑に行えるよう、判定訓練などを実施します。<県土>	推進			→

### 2 地域防災力の強化 (長期: 2, 中期: II-1②)

主要指標	○ 「快適避難所運営リーダーカード」交付者数 150人			
	H27	H28	H29	H30
● 市町村が実施する自主防災組織の結成促進と活動活性化の支援、避難所運営リーダーの養成、県民の「津波避難意識」の向上を目的とした防災出前講座の開催など、地域防災力の強化促進を図ります。<危機> ○ 「快適避難所運営・リーダー養成講座」の創設 ㉗ 創設 ○ 「快適避難所運営リーダーカード」交付者数 (累計) ㉙ →㉚ 150人	推進			→
50人	100人	125人	150人	
○ 市町村単位の自主防災組織連絡会の結成 (累計) ㉙ 13市町村→㉚ 全市町村 (24市町村)	16 市町村	18 市町村	20 市町村	24 市町村
○ 防災出前講座受講者数 ㉙ 16, 563人→㉚ 年間 20, 000人	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人
○ 「防災啓発サポーター」活動回数 ㉙ →㉚ 年間 5回	5回	5回	5回	5回
○ 4県 (三重県・和歌山県・徳島県・高知県) 自主防災組織交流大会の開催 ㉗ 開催				

主要事業実施工程表（3-1 みんなで守るとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 建設産業の担い手確保・育成に向け、建設産業の魅力発信を行うとともに、若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図ります。また、就業者の定着を図るため、技術者等のための研修や経営基盤強化のためのセミナー等を開催します。さらに、魅力発信と育成・支援を合わせたフィールド講座モデル工事、ICT技術を活用した試行工事や研修会等を実施します。（再掲） ＜県土＞ ○ 若年者等の割合が15%以上の入札参加資格業者数（再掲） ㉕→㉓〇社以上 ○ 魅力発信のための講座、研修、セミナーや支援制度説明会、モデル工事等の実施回数（再掲） ㉖1回→㉗～㉙年間20回	推進			→
	20回	20回	20回	20回
● 「とくしま地震防災県民憲章」の理念に基づき、「とくしま地震防災県民会議」を中心とした自発的な取組みを促進します。また、FCP（家族継続計画）の定着に向けて、FCPモデルの普及を図ります。〈危機〉	推進			→
● 子どもから大人まで幅広い年齢層が参加して地震防災について学ぶ県民の集い「とくしま防災フェスタ」を開催し、防災意識の向上を目指します。〈危機〉	推進			→
● 防災・減災用品を県立防災センターにおいて公募・展示するとともに、イベント等において展示・紹介することにより、広く県民や自主防災組織等への防災啓発に役立てます。〈危機〉	実施			→
● 県民の防災意識に関する現状を把握・分析し、今後の防災対策に反映するため、定期的に地震・津波県民意識調査を実施します。〈危機〉	実施			→
● 災害発生時のボランティア活動は極めて重要であることから、関係機関と連携して、災害ボランティアに対する啓発の実施や、ボランティアの力が効果的に發揮されるよう活動環境の整備を促進します。〈危機・保健〉	推進			→
● 防災活動に資する情報収集を目的とした警察の災害情報協力員（防災ウォッチャー）*に対する講習会等を実施し、効果的な運用を図ります。〈警察〉	推進			→
● 地域や自治体、防災関係機関それが防災体制をチェックする「毎月1点検運動」を実施し、県民の防災に対する機運の醸成を図ります。〈危機〉		実施		→

主要事業実施工程表（3-1 みんなで守るとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）				
	H27	H28	H29	H30	
3 危機管理体制の拡充強化等（長期：2、中期：II-1①）					
<b>主要指標</b>					
○官民連携による各種防災訓練等の実施		80回以上			
● 県民生活を脅かす、あらゆる危機事象に対応するため、「徳島県危機管理対処指針」に基づき、全庁を挙げた危機管理対応を行うとともに、想定される危機事象ごとのマニュアルの整備を進めます。 また、南海トラフ巨大地震及び国民保護などあらゆる危機事象に対応するため、関係機関の連携により、人材育成や県民への広報活動などをを行い、「とくしまを守る力」の向上を図るとともに、警察、防災関係機関、地域住民の連携による各種防災訓練など、より実践に即した訓練の実施や、訓練による課題を踏まえ、災害対策本部及び防災関係機関の応急対処能力の向上等を図るほか、防災体制の検証を行います。<危機・警察>	推進			→	
○官民連携による各種防災訓練等の実施 <u>(2)50回→(2)~(3)年80回以上</u>	50回	80回	80回	80回	
○ライフライン事業者・警察・消防・自衛隊等、県内に所在する防災・危機管理関係機関を構成員とした「徳島県危機管理総合調整会議」の毎年開催による連携強化					
● 国民保護法に基づき、武力攻撃事態や緊急対処事態に迅速かつ的確に対応できるよう、国や隣接府県、市町村、関係機関との共同訓練を実施します。<危機>	実施				→
● 府県を越えた広域的な災害に対応するために、関西広域連合等と一体となって、被災府県への応援調整や災害対応のための訓練を実施・参加します。<危機>	参加				→
● 島根県と締結している相互応援協定について、災害対応業務の標準化にかかる共同研究の実施等、内容を拡充することにより、応援受援体制を整備するとともに、両県の市町村や民間団体の相互交流・連携を支援し、広域的な連携体制の構築を図ります。<危機> <u>○相互応援協定の拡充</u> <u>(2)拡充・締結</u>	推進				→
● 定期的な情報収集やサーベイランス*、防疫資材の備蓄及び防疫演習を実施し、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、家畜、家きん等の殺処分、移動制限等必要な防疫措置を的確かつ迅速に実施する体制の安定的維持を推進します。<農林>	推進				→
● 災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の整備充実を図るため、市町村消防の組織統合や指令業務の共同化、消防常備化などを促進します。<危機>	促進				→
● 消防職員の技術の向上や大規模災害時の効果的な部隊運用能力の向上を促進します。<危機> ・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練への参加 ・中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練への参加	参加				→

主要事業実施工程表（3-1 みんなで守るとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県消防操法大会において、実践に即した水出し操法を実施するなど、市町村・消防団と協力して、県下の消防団員の技術力、迅速的確な行動、規律、士気の向上を図ります。 ＜危機＞ ○水出し操法の実施（隔年） ⑧⑩実施</li> </ul>		→ 実施		→ 実施

### 基本目標3 「安全安心・強靭とくしま」の実現

#### 【重点戦略2】

#### 進化する「とくしまゼロ作戦」の展開

主要事業実施工程表（3-2 進化する「とくしまゼロ作戦」の展開）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 災害対応体制の充実（長期：2、中期：II-2）				
<b>主要指標</b> ○府内クラウドへの移行システム数の割合 <b>①</b> → <b>③</b> 100%				100%
● 南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時においても、ホームページをはじめ各種の県民への情報提供等を含む業務継続に資するため、情報システムの府内クラウド※への統合を推進します。また、防災や危機事象対応をより身近により分かりやすく伝え、県民の意識向上を図るため、徳島防災情報ポータルサイト「安心とくしま」を充実・強化し、「災害時情報共有システム」との連携を進め、多彩な地理空間情報と連動した「県民向け災害情報ポータルサイト」を創設します。<経営・危機> ○府内クラウドへの移行システム数の割合 <b>②</b> → <b>④</b> 100%	30%	60%	90%	100%
○地理空間情報と連携した 「県民向け災害情報ポータルサイト」の創設 <b>③</b> 創設				
● 県都徳島市を管轄する徳島東警察署の治安維持機能及び南海トラフ巨大地震等の災害時における防災拠点機能を強化するため、同警察署の整備を進めます。 また、日頃の治安維持はもとより、大規模災害発生時に治安対策や救助活動等の災害対策を行う活動拠点として機能する警察署、交番・駐在所等の整備を推進します。 <警察> ○徳島東警察署を核とした「新防災センター」の整備 <b>④</b> 整備着手	推進			
● テレビ放送と高速情報通信基盤を利活用した「避難誘導システム」を普及させるため、国や放送事業者等と連携し、全国の地上デジタル放送局への導入を促進します。 <政策> ○避難誘導システムの全国放送局への導入協力及び展開 <b>⑤</b> 実証実験→ <b>⑥</b> 全国展開	促進			全国展開

主要事業実施工程表（3-2 進化する「とくしまゼロ作戦」の展開）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 機能強化により、パソコンやスマートフォン、タブレットだけでなく、従来型携帯電話からでも簡単に登録でき、配信スピードも大幅にアップした安否確認サービス「すだちくんメール」により、災害時に地域住民が相互に安否情報を共有できる体制を構築するとともに、企業や自治体が職員の参集情報を共有できる体制を構築し、災害の迅速な初動体制の確立を図ります。<危機> ○情報入力・共有の迅速化 ②5回→②7~③0操作説明会の年1回以上の実施 ○新すだちくんメール 登録者数（累計） ②5→③040,000人	機能強化	運用		
1回	1回	1回	1回	
30,000人	35,000人	40,000人		
● 国の人工衛星を利用して情報を全国に送る「全国瞬時警報システム（J－ALER T）」を活用し、県独自の情報訓練や津波対応訓練等を実施します。<危機> ○県、独自の情報訓練の実施 ②52回→②7~③0年12回開催	訓練実施			
12回	12回	12回	12回	
● ライフライン事業者や市町村、マスコミ等をはじめ各種関係機関と情報共有する災害時情報共有システムの機能強化等により、円滑な災害対応を促進します。また、インターネットだけでなく、CATV等からも情報を取得できるよう、広報体制を強化します。<危機>	促進			
● 関西広域連合が策定する「関西減災・防災プラン」等と整合をとった地域防災計画とし、広域災害に対する計画的な対策の推進を図ります。<危機>	推進			
● 大規模災害時における広域防災活動の充実・強化を図るために「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に即して見直しを行った「広域防災活動計画」について、熊本地震で顕在化した課題等を踏まえ、再度見直しを行います。<危機> ○「広域防災活動計画」の見直し ②29見直し	見直し	運用	見直し	運用
● 県職員で構成する被災者支援チーム、防災専門家チーム、災害時市町村派遣チームから成る「徳島県職員災害応援隊」において、迅速な県職員の応援派遣や現地の被災状況に応じた的確な応急対策活動への支援を図るために、訓練及び研修を実施します。<危機>	訓練・研修実施			
● 大規模災害発生時に罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、県・市町村の職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成します。<危機> ○住家被害認定調査職員養成研修の参加者数（累計） ②5→③0240人	研修実施	80人	160人	240人
● 県警察で構成する「徳島県警察災害派遣隊※」を迅速に出動させ、被災地での的確な救出救助活動等を行います。<警察>	運用			
● 他府県との広域的な連携を図り、訓練を通じて災害時における対処能力の向上に努めます。<警察> ○「中国・四国管区内警察合同広域緊急援助隊等災害警備訓練」の開催及び同訓練への参加 ②~③0参加	実施			

## 主要事業実施工程表（3-2 進化する「とくしまゼロ作戦」の展開）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<b>2 防災施設等の整備（長期：2、中期：II-1②）</b>				
<b>主要指標</b>				
○防災センター利用者数（移動防災センター含む）				5万人
● 消防学校・防災センターについて、県庁災害対策本部の補完、支援物資の集配など、災害対策拠点としての機能の充実を図ります。また、防災センターにおける啓発及び地震体験車を活用した移動防災センターを通じて、県民の防災意識の向上を図ります。 また、消防学校教官による「災害医療遊撃隊」を創設し、最新の「救命救急資機材」の整備と併せて、消防学校訓練を通じて消防職・団員等への技術浸透を図るとともに、災害時には、「災害医療遊撃隊」が資機材を適時・適所に機動的に配備します。<危機>	推進			→
○防災センター利用者数（移動防災センター含む） ㉕5万人→㉗～㉙年間5万人	5万人	5万人	5万人	5万人
○「県防災メモリアルデー※」等特別啓発行事参加者数 ㉕4,100人→㉗～㉙年間8,000人	8,000人	8,000人	8,000人	8,000人
○「災害医療遊撃隊」による最新資機材の整備 ㉗～㉙整備・充実				
● 消防防災ヘリは、平成10年6月から運航を開始しており、機体更新に向け、機種等について検討を行い、整備を進める。また、ヘリコプターから直接、映像を通信衛星に送信し、県庁等の災害対応拠点でリアルタイムに受信するヘリサットシステムを装備します。<危機> ○ヘリサットを装備した 次世代消防防災ヘリコプターの配備 ㉙運用開始			運用開始	運用
● 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、臨時ヘリポートの緊急的な整備や、通信手段を確保するため衛星携帯電話等の導入を行う市町村を支援するとともに、県・市町村・住民が協働で通信訓練等を行います。<危機>	推進			→
● 大規模災害時等において円滑な救助活動を展開するため、消防無線のデジタル化に併せて、県庁・各消防本部間のネットワーク化を促進します。<危機>				→
● 沿岸地域における市町村の防災拠点施設の整備を促進します。<危機・県土・南部> ○阿南安芸自動車道（海部道路）の整備と合わせた 宍喰地区地域防災公園の整備 ㉕→㉙調査設計中		促進		→
<b>3 災害時の避難路の確保（長期：2、中期：II-2）</b>				
<b>主要指標</b>				
○老朽危険建築物（空き家等）除却戸数				840戸
● 津波避難困難地域の解消をはじめ、地域の安全性を確保するため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や市町村における空き家等対策計画の策定を支援し、災害に強いまちづくりを進めます。<危機・県土> ○老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（累計） ㉕84戸→㉙840戸	推進			→
	340戸	500戸	670戸	840戸

## 主要事業実施工程表（3-2 進化する「とくしまゼロ作戦」の展開）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 高規格道路等の整備に併せて、津波避難困難地域の解消に向けた避難路や避難場所の整備を促進します。<県土> ○四国横断自動車道「徳島JCT～阿南IC間」における津波避難場所の設置箇所数 ㉕→㉞3箇所	促進			3箇所
● 踏切の除去による道路交通の円滑化及び津波浸水が想定される鉄道沿線地域において、避難路や救援路、一時避難場所などの機能確保を図るため、徳島市が実施するまちづくりと一体となって、鉄道高架事業を推進します。<県土> ○鉄道高架事業の推進 ㉕調査設計中→㉞用地買収中	推進			
● かけ地の保全整備に併せて、津波避難困難地域の解消に向けた避難路や避難場所の整備を推進及び促進します。 <県土> ○かけ地の保全に併せた 避難路・避難場所整備箇所数（累計） ㉕29箇所→㉞60箇所	推進	40箇所	45箇所	50箇所
● 津波浸水想定エリアの住民や道路利用者等の速やかな避難行動を促進するため、「海拔表示シート」を設置します。 <県土> ○津波浸水想定エリア内における 海拔表示シートの設置（累計） ㉕194箇所→㉞350箇所	推進	250 箇所	350 箇所	
4 木造住宅等の耐震化促進（長期：2、中期：Ⅱ-2）				
<b>主要指標</b> ○木造住宅等の診断から耐震改修や住み替えへの支援 県民ニーズに100%対応				
● 耐震の診断申込みから工事完了まで補助申請の手続きを「ワンストップ」で行う制度を設けるとともに、住宅の倒壊等から助かる命を助けるため、徳島県耐震改修促進計画に基づき、平成32年度末の住宅の耐震化率100%を目指に、 <b>耐震改修・簡易な耐震化、耐震シェルター設置・住替え事業による木造住宅の耐震化の取組み</b> を促進します。 <県土> ○「すぐできる」住宅耐震化事業」の創設 ㉗創設 ○木造住宅等の診断から 耐震改修や住み替えへの支援 ㉗～㉞県民ニーズに100%対応 ○リフォームを伴う 「木造住宅の耐震化工事」に対する支援 ㉗～㉞県民ニーズに100%対応 ○耐震相談件数（累計） ㉕1,554件→㉞2,700件 ○耐震性が不十分な木造住宅に対する フォローアップの実施戸数（累計） ㉕→㉞10,000戸	推進	100%	100%	100%
		1,700戸	1,800戸	2,500戸
			5,000戸	10,000戸

主要事業実施工程表（3-2 進化する「とくしまゼロ作戦」の展開）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 民間建築物の耐震診断・耐震改修補助を行う市町村を支援します。<県土> ○耐震診断義務付け建築物のある全ての市町村での補助制度創設 ㉕10市町→㉖15市町	推進			
12市町 15市町				
5 「緊急土砂災害対策」の促進（長期：2、中期：Ⅱ-2）				
<b>主要指標</b>				
○基礎調査の実施率 100%				
● 土砂災害による被害から生命・財産を守るために、土砂災害危険箇所に関する情報を広く住民に提供し、土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、砂防設備等による要配慮者利用施設等の重点的な保全を図るなど、ハード・ソフト一体となった整備を推進します。<県土>	推進			
○基礎調査の実施率 ㉕33%→㉖100%	83%	100%		
○市町村が行う土砂災害啓発マップの公表率 ㉕—→㉖100%	60%	83%	100%	
○土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計） ㉕269施設→㉖305施設	280箇所	286箇所	293箇所	305箇所
○祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の推進（善徳地すべり防止区域） ㉕工事施工中→㉖工事促進中				
○吉野川水系直轄砂防事業の推進 ㉕工事施工中→㉖工事促進中				

### 基本目標3 「安全安心・強靭とくしま」の実現

#### 【重点戦略3】

#### 強靭で安全な県土づくりの推進

主要事業実施工程表（3-3 強靭で安全な県土づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 地震・津波災害に強いまちづくり（長期：2、中期：II-2）				
<b>主要指標</b>				
○DMA-Tの体制整備	27チーム			
● 災害時において防災拠点等となる県施設等について、耐震化計画に基づき計画的に耐震化を進めます。また、災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすため、災害時から平時へのつなぎ目のないシームレスな医療提供体制を構築することを目的に、「戦略的災害医療プロジェクト」を推進するとともに、災害拠点病院等における災害派遣医療チーム（DMA-T）の体制整備を進めるなど、更なる災害医療体制の向上を図ります。	推進			→
<危機・保健・県土・教育>				
災害医療体制の整備				
○災害拠点病院（11病院）の耐震化率 ㉙73%→㉛100%	100%			
○戦略的災害医療プロジェクト 基本戦略 ㉙→㉛策定				
○DMA-Tの体制整備 ㉙21チーム→㉛27チーム	24チーム	25チーム	26チーム	27チーム
○「DPAT」（災害派遣精神医療チーム）の体制整備 ㉙→㉛19チーム	1チーム	1チーム	19チーム	19チーム
○「災害時情報共有システム」加入医療機関数 ㉙113機関→㉛1,100機関	240機関	240機関	240機関	1,100機関
耐震基準に適応した災害等に強い安全な学校施設の整備				
○県立高等学校施設耐震化率 ㉙84%→㉛100%	100%			
○市町村立小・中学校施設耐震化率 ㉙97%→㉛100%	100%			
その他の県有防災拠点施設等の耐震化の推進				
○県有防災拠点施設等の耐震化率 ㉙86%→㉛100%に向けて推進				
○県営住宅の耐震化率 ㉙92.0%→㉛100%	100%			
○「道の駅」防災拠点化整備済箇所数（累計） ㉙→㉛10箇所	2箇所	5箇所	7箇所	10箇所
○災害時快適トイレ計画の策定・運用 ㉙策定				
● 中央構造線活断層地震対策を推進するため、震度分布図、被害想定等の策定・公表を行います。<危機>				→
○震度分布図・被害想定等の公表 ㉙震度分布図公表㉛被害想定公表	震度分布公表	被害想定公表	運用	
● 津波から避難するための、避難路・避難場所等の整備を推進し、津波避難困難地域の解消を図ります。<危機>				→
○津波避難困難地域解消のための計画策定率 (対象8市町) ㉙→㉛100%	推進			

主要事業実施工程表（3-3 強靭で安全な県土づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）				
	H27	H28	H29	H30	
● 西部圏域の防災拠点や津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点となる「西部健康防災公園」の整備を推進します。<県土> ○西部健康防災公園の整備 ②⑧広域防災拠点の着工	推進				
● 救命救急や防災活動等を支援する緊急輸送道路などのインフラ整備を推進します。<農林・県土> ○海岸・河川堤防等の 地震・津波対策の実施数（累計） ④⑧8箇所→⑩21箇所（全59箇所中） ○河川水門の耐震化実施箇所数（累計） ④⑧4箇所→⑩11箇所 ○水門・閘門等の自動化・閉鎖率 ④⑧38%→⑩46% ○緊急輸送道路における 重点整備区間（30箇所）の改良率 ④⑧40%→⑩70% ○緊急輸送道路における 斜面対策の実施箇所数（累計） ④⑧138箇所→⑩163箇所 ○緊急輸送道路等における 橋梁（15m以上）の耐震化率 ④⑧78%→⑩86% ○緊急輸送道路を補完する農林道の整備延長（累計） ④⑧17km→⑩25km	推進	14箇所 5箇所 41% 55%	17箇所 6箇所 43% 60%	19箇所 8箇所 45% 65%	21箇所 11箇所 46% 70%
● 一定の地域をカバー（支援）する「拠点避難所」の指定を促進するとともに、「拠点避難所」となる県立学校等の整備を推進します。<危機・教育> ○避難所施設整備を行った県立学校数（累計） ④⑧24校→⑩45校（全校）	推進	33校 31%	37校 32%	43校 33%	45校 34%
● 南海トラフ巨大地震に備えるため、災害時に重要な拠点となる病院や避難拠点など、人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設へ給水する管路について、優先的に耐震化を進め、確実に給水できる体制を目指します。<危機> ○重要給水施設管路の耐震適合率 ④⑧29%→⑩34%	推進				
● 大規模盛土造成地の有無等を調査し、住民への情報提供をホームページ等で行うことにより、防災意識の向上を図ります。<県土> ○大規模盛土造成地の調査結果の公表率 ④⑧1→⑩100%	推進	40%	60%	80%	100%
● 大規模地震等の災害時においても、水力発電の安定供給を確保するため、発電拠点施設の地震対策及び老朽化対策など必要な整備を図ります。<企業> ○整備率（耐震化完了施設数／全施設数27） ④⑧67%→⑩93%	推進	74%	81%	81%	93%
● 大規模地震等の災害時においても、工業用水の安定供給を確保するため、管路更新計画に基づき、管路の老朽化対策及び大規模地震に対する耐震化対策の整備を図ります。 <企業> ○整備率（更新優先度が高い管路L=8.4km） ④⑧1→⑩40%	推進	17%	17%	26%	40%

### 主要事業実施工程表（3-3 強靭で安全な県土づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 津波の河川週上による被害を軽減するため、直轄管理河川において、堤防の嵩上げや液状化対策及び水門・樋門の耐震化を促進します。&lt;県土&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○旧吉野川・今切川・那賀川・桑野川の地震・津波対策の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉙工事施工中→㉚工事促進中</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	促進			→
<b>2 道路交通ネットワークの機能強化（長期：2、中期：Ⅱ-2）</b>				
<b>主要指標</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東間）の整備</li> </ul>			工事促進中 (㉛供用)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近畿及び四国内の交流基盤となる四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）の整備を促進します。&lt;県土&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東間）の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖調査設計中→㉚工事促進中 (㉛供用)</li> </ul> </li> <li>○四国横断自動車道（徳島東～小松島間）の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖用地買収中→㉚工事促進中</li> <li>㉗供用 徳島東～津田間</li> </ul> </li> <li>○四国横断自動車道（小松島～阿南間）の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖工事施工中→㉚工事促進中</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	促進			→
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高速道路ネットワークの機能強化を図るため、津田地区追加IC、阿南IC追加ランプを設置するとともに、「暫定二車線区間の解消」など、道路を賢く使う取組みを推進します。また、徳島小松島港津田地区において、「活性化計画」に基づき「とくしま回帰先進地」としての再生に向け、高速道路供用に必要な取組みを推進します。&lt;県土&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○津田地区への追加IC設置、阿南ICへの追加ランプ設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕一→㉚工事促進中</li> </ul> </li> <li>○高松自動車道の四車線化               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖工事施工中→㉚完成</li> </ul> </li> <li>○徳島自動車道(阿波PA付近 延長7.5km)の付加重線設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖一→㉚工事促進中</li> </ul> </li> <li>○「津田地区活性化計画」の策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉗策定</li> </ul> </li> <li>○「津田地区活性化計画」の実現に向けた土地造成（再掲）               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖一→㉚埋立概成</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進			→
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高規格幹線道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路について、徳島環状道路、阿南安芸自動車道の整備を促進します。&lt;県土&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域高規格道路徳島環状道路（延長21.7km）の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖工事施工中→㉚工事促進中</li> </ul> </li> <li>○地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路）の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖調査設計中→㉚事業促進中</li> </ul> </li> <li>○地域高規格道路阿南安芸自動車道（福井道路）の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖調査設計中→㉚事業促進中</li> </ul> </li> <li>○地域高規格道路阿南安芸自動車道（海部道路）の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉖調査中（牟岐～県境間 計画段階評価実施中）</li> <li>→㉚事業促進中</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	促進			→

### 主要事業実施工程表（3-3 強靭で安全な県土づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 交流の基盤を支える一般国道32号、一般国道55号バイパスなどの主要幹線道路の整備を促進します。<県土> ○一般国道32号猪ノ鼻道路（延長8.4km）の整備 ㉖工事施工中→㉗工事促進中（㉙供用） ○一般国道55号阿南道路（延長18.4km）の整備 ㉖一般国道195号まで17.2kmの供用 →㉗那賀川大橋周辺2.1kmの4車線化工事促進中（㉙完成） ○一般国道55号牟岐バイパス（延長2.4km）の整備 ㉖工事施工中→㉗工事促進中	促進			
<b>3 四国新幹線実現への取組み（長期：3、中期：II-2）</b>				
<b>主要指標</b> ○四国新幹線実現に向けた機運醸成に係るPR活動回数				2回
● 日本全体の新しい「リダンダンシー」の確保・「二眼レフ構造」の国土構築や、最新の新幹線技術による「技術立国日本の再生」など、日本再生の起爆剤となる四国新幹線の実現を目指します。<政策・県土> ○「徳島県四国新幹線導入促進期成会」の設立 ㉖設立 ○四国新幹線実現に向けた機運醸成に係るPR活動回数 ㉖2回→㉗～㉘年間2回	推進	2回	2回	2回
<b>4 都市部における渋滞対策の推進（長期：3、中期：V-1①）</b>				
<b>主要指標</b> ○外環状道路（延長35.0km）の整備 工事推進中及び徳島環状線一部供用				
● 渋滞の著しい交差点の緩和・解消に努めるとともに、都市部の慢性的な渋滞を解消するため、徳島市中心部とその周辺地域における放射環状道路の整備を推進します。 <県土> ○外環状道路（延長35.0km）の整備 ㉖工事施工中→㉗工事推進中 ㉗徳島環状線（末広住吉工区「安宅交差点」上りランプを含む）北行き0.9kmの一部供用 ○徳島地区渋滞対策協議会で特定された主要渋滞箇所の対策実施箇所数（累計） ㉖→㉗3箇所 ○放射道路（延長23.2km）の整備 ㉖工事施工中→㉗工事推進中	推進	1箇所	3箇所	
● 踏切の除去による道路交通の円滑化及び津波浸水が想定される鉄道沿線地域において、避難路や救援路、一時避難場所などの機能確保を図るため、徳島市が実施するまちづくり一体となって、鉄道高架事業を推進します。（再掲）<県土> ○鉄道高架事業の推進 ㉖調査設計中→㉗用地買収中	推進			

主要事業実施工程表（3-3 強靭で安全な県土づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
5 「長寿命化プロジェクト」の推進（長期：2、中期：Ⅱ-2）				
<b>主要指標</b>				
○長寿命化計画策定済み土木施設数				5,195施設(100%)
● 公共施設の老朽化に備え、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストを抑制するため、構造物の長寿命化計画を早期に策定し、老朽化対策を推進します。 ＜農林・県土＞	推進			→
○長寿命化計画策定済み土木施設数（累計） ㉖1,109施設(21.3%) →㉗5,195施設(100%)	1,250 施設	5,000 施設	5,100 施設	5,195 施設
○老朽化対策に着手した 道路施設（橋梁、トンネル等）数（累計） ㉖161施設→㉗317施設	224施設	252施設	283施設	317施設
○老朽化対策に着手した 河川管理施設（排水機場等）数（累計） ㉖9施設→㉗26施設	26施設	26施設	26施設	26施設
○老朽化対策に着手した都市公園数（累計） ㉖1公園→㉗8公園	6公園	6公園	7公園	8公園
○老朽化対策に着手した県営住宅数（累計） ㉖26団地→㉗34団地	28団地	30団地	31団地	34団地
○老朽化対策に着手した港湾施設（岸壁等）数（累計） ㉖11施設→㉗17施設	14施設	14施設	15施設	17施設
○老朽化対策に着手した漁港施設（岸壁等）数（累計） ㉖2箇所→㉗7箇所	4箇所	5箇所	6箇所	7箇所
○老朽化対策に着手した基幹的水利施設数（累計） ㉖21施設→㉗40施設	28施設	32施設	36施設	40施設
● 県が保有する全ての公共施設等について「徳島県公共施設等総合管理計画」に基づき「老朽施設の戦略的な長寿命化」を図ります。＜経営＞	推進			→
○施設類型毎の 「個別施設計画（全17計画）」の策定 ㉖→(㉗100%)				
○対象施設（公共建築物）の詳細現況調査 ㉖→(㉗100%)				
● 道路インフラの老朽化対策を効果的に実施するため、関係機関と連携し、橋梁点検業務等の一括発注を行うなど、市町村が行う老朽化対策を支援します。＜県土＞	推進			→

主要事業実施工程表（3-3 強靭で安全な県土づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
6 洪水、高潮、土砂災害などによる被害の軽減（長期：2、中期：Ⅱ-2）				
<b>主要指標</b>				
○重点河川（県管理河川）の整備の推進		78%		
● 「平成26年8月豪雨」をはじめとする洪水被害から県民を守る治水事業を着実に進めます。<県土>	推進			→
○吉野川勝命地区の整備の促進				
②工事施工中→⑩工事促進中				
○吉野川脇町第一地区の整備の促進				
②工事施工中→⑩完成				
○吉野川加茂第二地区の整備の促進				
②用地買収中→⑩工事促進中				
○旧吉野川の整備の促進				
②工事施工中→⑩工事促進中				
○那賀川深瀬地区の整備の促進				
②工事施工中→⑩完成				
○那賀川加茂地区の整備の促進				
②着手→⑩工事促進中				
○重点河川（県管理河川）の整備の推進				
②68%→⑩78%	70%	71%	74%	78%
○福井ダム管理施設の改良				
②工事施工中→⑩完成				
● 那賀川の洪水・渴水被害の低減を図るため、長安口ダムの治水・利水機能の向上・維持に資するダム改造事業を促進します。<県土>	促進			→
○長安口ダムの本体改造の促進（再掲）				
②工事施工中→⑩工事促進中				
○長安口ダムの恒久的堆砂対策の促進（再掲）				
②→⑩工事着手				
● 集中豪雨による内水浸水被害から住民の生命と財産を守るために、内水浸水危険箇所のある市町村が危険箇所や避難先の情報を住民に情報提供できるよう支援します。<県土>	推進			→
○内水ハザードマップの公表率				
②67%→⑩100%	75%	83%	92%	100%
● 集中豪雨や局所的な大雨での土砂災害による被害から生命・財産を守るために必要な地すべり防止施設・治山施設等を整備し、人的災害ゼロを目指します。<農林>	推進			→
○土砂災害の危険性のある人家の保全数（累計）				
②2,165戸→⑩2,400戸	2,260戸	2,300戸	2,350戸	2,400戸
○山地災害の危険性が高い箇所（山地災害危険地区）の調査・点検パトロール実施箇所数				
②141箇所→⑦～⑩年間150箇所	150箇所	150箇所	150箇所	150箇所
● 山地災害に関する情報収集の迅速化や山地災害危険地区等における地域住民への防災啓発を推進するため、山地防災ヘルパーの認定を推進します。<農林>	推進			→
○山地防災ヘルパーの認定者数（累計）				
②108人→⑩158人	128人	138人	148人	158人
● 災害復旧・復興の迅速化を図るため、農林地の適正な管理・保全に向けた活動を支援します。<農林>	推進			→
○地籍調査事業の進捗率				
②32%→⑩37%	34%	35%	36%	37%

主要事業実施工程表（3-3 強靭で安全な県土づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 地震・津波による公共下水道施設への被害を防止・軽減するため、施設の耐震化を進めるとともに、災害時の下水道業務継続計画（BCP）の策定を推進します。<県土> ○地震対策上、重要な下水管渠の地震対策実施率 ㉕62%→㉖70% ○下水道BCPの策定率 ㉕20%→㉖100%	推進	64%	66%	68% 70%
● 大規模災害時に、「救援物資の海上輸送」等の優先業務を継続させ、物流機能を早期に回復できるよう、「港湾BCP」の策定を推進するとともに、継続して検証・見直しを行います。<県土> ○港湾BCPを策定した防災拠点港数（累計） ㉕1港→㉖3港	推進	2港	2港	3港
● 頻発する局地的集中豪雨や津波等に備えた防災情報の充実を図るため、水防テレメータシステムのデジタル化による情報提供の確実化や防災情報の普及啓発に努めます。 <県土>	推進			
● 津波・洪水時における船舶の流出による県民の生命・財産への被害を防ぐため、「徳島県放置艇削減計画」に基づき、「放置艇」の解消に向けた取組みを推進します。 <農林・県土>	推進			
● 雨の降り方が「新たなステージ」に入ったことにより、頻発化・激甚化する水害や頻発する渇水に対し「県土の強靭化」を図るため、「 <u>徳島県治水及び利水等流域における水管理条例</u> 」を制定し、施策を推進します。<県土> ○「 <u>徳島県治水及び利水等流域における水管理条例</u> 」の制定 ㉕制定 ○流域水管理計画の策定 ㉖策定	制定		推進	
● 河川の氾濫に伴う浸水被害に対し、県民の安全・安心を確保するため、公共事業による河道掘削に加えて、土砂の撤去から活用まで支援・管理する「河川安全・安心協働モデル」を構築し、取組みを推進します。<県土> ○「河川安全・安心協働モデル」の構築 ㉗構築	構築		推進	
● 洪水被害から住民の生命と財産を守るため、出水時の水防活動拠点、水防資機材の備蓄基地等となる「中鳥河川防災ステーション（仮称）」の整備を促進します。<県土>		促進		

主要事業実施工程表（3-3 強靭で安全な県土づくりの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
7 異常気象時における通行の確保（長期：2、中期：II-2）				
<b>主要指標</b>				
○生命線道路の強化率（11箇所）	80%			
● 災害時の交通途絶が発生しないよう、危険箇所の整備を推進します。<県土>	推進			→
○生命線道路の強化率（11箇所）	55%	65%	75%	80%
②47%→③80%				
● 大雨など異常気象時による事前通行規制区間において、バイパスルートの整備を促進します。<県土>	促進			→
○一般国道32号猪ノ鼻道路（延長8.4km）の整備（再掲）				
④工事施工中→⑩工事促進中（⑪供用）				
○一般国道32号改築防災（大歩危工区延長2.5km）の整備				
⑤調査設計中→⑩事業促進中				
● 孤立集落の発生を防ぐため、倒木対策協議会（平成26年設置）等を通じ、生命線道路や緊急輸送道路等において、大雪等による倒木を防ぐ事前伐採を推進します。	推進			→
<農林・県土>				
○倒木対策の推進				
⑥→⑦～⑩毎年度実施				
8 民間活力による施設整備（長期：2、中期：II-2）				
<b>主要指標</b>				
○新たな行政手法（PPP/PFI方式・コンセッション方式等）の導入	試行			
● 平成27年度に設置の府内組織「 <u>公有財産最適化推進会議</u> 」の下に「 <u>PPP/PFI・コンセッション部会</u> 」を設置し、民間活力導入に向けた検討を行います。<経営>	部会設置	→	検討	→ 試行
○新たな行政手法（PPP/PFI方式※・コンセッション方式等）の導入				
⑪試行				
● 利用者サービスの向上と事業コストの削減を図るため、民間活力を導入することにより、県営住宅の整備を推進します。	整備・維持管理	→	維持管理	→
<県土>				
○PFI方式による県営住宅12団地の集約化				
⑫整備中→⑬整備・維持管理				

基本目標3 「安全安心・強靭とくしま」の実現

【重点戦略4】

「戦略的災害医療プロジェクト」のさらなる展開

主要事業実施工程表（3-4 「戦略的災害医療プロジェクト」のさらなる展開）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 戰略的災害医療の展開（長期：2、中期：II-1②）				
<b>主要指標</b> ○DMA Tの体制整備      27チーム				
● 大規模災害時に、災害医療の中核となる災害拠点病院の耐震化を促進するとともに、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を進め、更なる災害医療体制の向上を図ります。 ＜保健＞ ○災害拠点病院（11病院）の耐震化率（再掲） ②73%→③100%	推進 100%			
○DMA Tの体制整備（再掲） ②21チーム→③27チーム	24チーム	25チーム	26チーム	27チーム
○「DPAT」（災害派遣精神医療チーム）の体制整備（再掲） ②1→③19チーム	1チーム	1チーム	19チーム	19チーム
○「災害時情報共有システム」加入医療機関数（再掲） ②113機関→③1,100機関	240機関	240機関	240機関	1,100機関
● 消防学校・防災センターについて、県庁災害対策本部の補完、支援物資の集配など、災害対策拠点としての機能の充実を図ります。また、防災センターにおける啓発及び地震体験車を活用した移動防災センターを通じて、県民の防災意識の向上を図ります。 また、消防学校教官による「災害医療遊撃隊」を創設し、最新の「救命救急資機材」の整備と併せて、消防学校訓練を通じて消防職・団員等への技術浸透を図るとともに、災害時には、「災害医療遊撃隊」が資機材を適時・適所に機動的に配備します。（再掲）＜危機＞ ○防災センター利用者数（移動防災センター含む） ②5万人→③年間5万人	推進 5万人	5万人	5万人	5万人
○「県防災メモリアルデー」等特別啓発行事参加者数 ②4,100人→③年間8,000人	8,000人	8,000人	8,000人	8,000人
○「災害医療遊撃隊」による最新資機材の整備 ②～③整備・充実				

主要事業実施工程表（3-4 「戦略的災害医療プロジェクト」のさらなる展開）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）											
	H27	H28	H29	H30								
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関間の災害情報を一元的に集約・活用するため、GIS（地理情報システム）を利用した「災害時情報共有システム」を基に、「地域SNS」等により被災状況や避難所における被災者ニーズを把握・共有するなど、医療関係者や災害対応に携わる関係者のための支援基盤構築に向けた「戦略的災害医療 “G空間” プロジェクト」を推進します。&lt;危機&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「戦略的災害医療 “G空間” プロジェクト」の全県展開               <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦環境整備</li> </ul> </li> <li>○ 地域SNS登録数               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉙→㉚1,150グループ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	環境整備	推進										
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時に被災者に適切な治療や医薬品の提供を行うため、マイナンバーの独自利用により、被災者のマイナンバーと医療情報を連携させる市町村の体制づくりを支援します。&lt;政策&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害時医療情報」との連携促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉙→㉚全県展開</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	75 グループ	1,050 グループ	1,100 グループ	1,150 グループ								
<p>2 災害医療拠点「県立海部病院」の高台移転（長期：2、中期：II～2）</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: black; color: white;">主要指標</th> <th style="text-align: center;">○海部病院の高台移転</th> <th style="text-align: center;">完成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による大津波の被害にも県南地域の先端災害医療拠点として対処できるよう、県立海部病院の高台移転に取り組むとともに、国・牟岐町等関係機関とも連携を図り、県南地域の新たな防災拠点づくりを進めます。&lt;病院&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海部病院の高台移転               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕建工着手→㉘完成</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </td><td>推進</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	主要指標	○海部病院の高台移転	完成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による大津波の被害にも県南地域の先端災害医療拠点として対処できるよう、県立海部病院の高台移転に取り組むとともに、国・牟岐町等関係機関とも連携を図り、県南地域の新たな防災拠点づくりを進めます。&lt;病院&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海部病院の高台移転               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕建工着手→㉘完成</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進				推進			全県展開
主要指標	○海部病院の高台移転	完成										
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による大津波の被害にも県南地域の先端災害医療拠点として対処できるよう、県立海部病院の高台移転に取り組むとともに、国・牟岐町等関係機関とも連携を図り、県南地域の新たな防災拠点づくりを進めます。&lt;病院&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海部病院の高台移転               <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕建工着手→㉘完成</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	推進											

### 基本目標3 「安全安心・強靭とくしま」の実現

#### 【重点戦略5】

#### 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築

主要事業実施工程表（3-5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 安全・安心な食の確保（長期：2、中期：II-3①）				
<b>主要指標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農水省GAPガイドライン準拠以上の認定件数 <u>30件</u></li> </ul>				
● 安全で安心な農産物の供給のため、農産物の安全、環境保全、労働安全について適正管理を行い、農林水産省のGAPガイドラインに完全準拠した「とくしま安 <sup>2</sup> GAP認証制度（優秀認定）」等の取得を推進します。 ＜農林＞ ○農水省GAPガイドライン準拠以上の認定件数（累計） ②③14件→④30件	推進			→
○新たにGAPに取り組む青年農業者数（累計） ⑤→⑥50人	10人	20人	35人	50人
● 食品衛生管理の国際標準である「HACCP」の県下と畜場、食鳥処理場をはじめとする食品関係営業施設への導入を支援するとともに、基準適合施設について「徳島県食の安全安心推進条例」に規定された「徳島版HACCP認証制度」に基づきその認証を推進することにより、阿波牛や阿波尾鶏など県産食品の安全・安心ブランドを確立し、国内競争力の強化と輸出促進を図ります。＜危機＞ ○HACCP認証施設数（累計） ⑦→⑧12件	推進			→
● 「とくしまトレースフードプロジェクト」を推進し、食品履歴の「見える化」による信頼確保を図るため、「食の安全安心学び推進プログラム」を開設し、食品関連事業者等における食品表示責任者養成研修や認証&HACCP導入担当者研修の実施、食の安全安心に関する情報を一元化した「とくしま食の安全安心情報ポータルサイト」の開設による食に関する情報発信、さらに、「見える化」に積極的に取り組む事業者を「適正表示推進事業者認定制度実施要綱」に基づき認定し、意識の高い事業者を育成することにより、食の安全安心の確保を推進します。＜危機＞ ○「食の安全安心学び推進プログラム」の開催回数 ⑨創設→⑩～⑪年間4回 ○「とくしま食の安全安心情報ポータルサイト」の創設 ⑩創設 ○食品関連事業者等認定数（累計） ⑫→⑬40件	推進			→
		5件	10件	12件
		4回	4回	4回
	10件	20件	30件	40件

主要事業実施工程表（3-5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 消費者・事業者・行政が連携して、食の信頼関係を確保するため、消費者・事業者の自主的な取組みを支援するとともに、急速に普及が進む健康食品等について、消費者庁や研究機関等と連携して、県民参加型の食の安全・安心を推進する事業を展開します。<危機> ○リスクコミュニケーションとしての意見交換会等参加者数 ㉙467人→㉞年間600人以上	推進			
● 日本農林規格（JAS）等の取得により、生産工程が明らかとなった安全で安心な畜産物を供給します。<農林> ○JAS等取得件数（累計） ㉙3件→㉞5件	推進			
● 家畜伝染病の発生予防及び飼養衛生管理基準の徹底指導により、安全・安心な畜産物の供給を推進します。<農林> ○畜産農家の立入検査の実施率 ㉙100%→㉞～㉢毎年100%	推進			
● 「鳴門わかめ」の産地偽装根絶に向け、「徳島県鳴門わかめ認証制度」の普及定着を推進します。 <危機・商工・農林> ○鳴門わかめ認証制度認定加工事業者数 ㉙→㉞80事業者			推進	
● 地域の実情に即した適正な獣医療の提供を図り、安全・安心な畜産物の供給を推進します。<農林> ○獣医療の提供率 ㉙100%→㉞～㉢毎年100%	推進			
● 獣医学生に対し、修学資金の貸与、県獣医師職員勤務機関でのインターンシップを通じ、家畜伝染病予防、食肉衛生検査業務等の理解を深めることにより、本県獣医師の確保を図り、食の安全・安心に係る業務を推進します。 <危機・農林> ○獣医学生のインターンシップ年間受入人数 ㉙13人→㉞～㉢年間12人 ○獣医師修学資金貸与者数 ㉙1人→㉞～㉢年間4人	推進			

2 食品表示の適正化（長期：2、中期：Ⅱ-3①）

主要指標	○とくしま食品表示Gメンの立入検査件数	3,200件
● 「食品表示の適正化等に関する条例」に基づき、県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興を図るため、産地偽装の抑止対策として科学的産地等判別分析を活用するなど、食品表示の適正化等に関する施策を計画的かつ総合的に推進します。 また、食品表示Gメンを増員するなど、監視体制の充実強化を図るとともに、食品表示に関する啓発を推進します。 <危機> ○とくしま食品表示Gメンの立入検査件数 ㉙→㉞～㉢年間3,200件 ○科学的産地等判別件数 ㉙→㉞～㉢年間150件	推進	

主要事業実施工程表（3-5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 食品関係事業者の食品表示責任者等に表示関連法令の啓発指導を行い、事業所における食品表示リーダーの養成を推進します。<危機> ○食品表示責任者等講習会受講済数（累計） <u>⑯1,200人</u>	推進 230人		1,000人	1,100人 1,200人
● 食品の産地偽装等や食材の虚偽表示など、食に関する問題が相次ぐ中、商品選択に役立つ知識について、地域の方々に対して一層普及・啓発するため、熟意のある学生や子育て世代等幅広い世代の消費者を対象に食品表示に関する研修会の開催を推進します。 <危機> ○研修会の受講者数 <u>⑯68人→⑰200人</u>	推進 80人		80人 <u>200人</u>	<u>200人</u>
● 食品に係る関係部局が連携して「広域監視機動班」を編制するとともに、「徳島県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品の製造から販売までの各段階における監視指導の充実強化を行います。<危機> ○監視指導件数 <u>⑯13,561件→⑰~⑲年間15,000件</u>	実施 15,000件		15,000件	15,000件

3 消費者自立支援の推進（長期：2、中期：II-3①）

主要指標	○「くらしのサポーター」認定者数	470人
● 消費者の安全や必要な情報を知る権利を確保し、その自立を支援するため、消費者、NPO、行政等のネットワーク構築による消費者情報センターの機能充実を推進します。さらに、消費者と行政を結ぶ担い手である「くらしのサポーター」を対象に、研修会や交流大会の開催を行うなど、活動を強化します。<危機> ○「くらしのサポーター」認定者数（累計） <u>⑯323人→⑰470人</u>	推進 380人	410人 440人 470人
● 消費者情報センターにおける相談体制の充実及び消費者教育の拠点としての機能強化を図ります。さらに、消費者が身近な市町村窓口において、気軽に相談できるようにするために、市町村の消費生活相談体制の支援を推進します。 <危機> ○「消費生活センター」設置市町村数 <u>⑯9市町→⑰24市町村</u>	推進 24市町村	
● 消費者が安心して住宅のリフォームを行えるようにするため、専門家による相談を実施します。<県土>	推進	

主要事業実施工程表（3-5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
4 環境への負荷の少ない「持続性の高い農業」の推進（長期：2、中期：II-3①）				
<b>主要指標</b>				
○有機・特別栽培面積	160ha			
● 農業生産活動に由来する環境への負荷の低減を図り、環境に配慮したブランドを育成するため、有機農業に取り組む生産者を育成・支援します。<農林>	推進			
○有機・特別栽培面積 ㉙8.1ha→㉚16.0ha	90ha	100ha	120ha	160ha
○市町村における有機農業の就農受入体制の整備 ㉙2市町村→㉚12市町村	4 市町村	8 市町村	10 市町村	12 市町村
● 化学肥料・化学農薬の使用低減や施設園芸等の省エネ・省コスト・省CO <sub>2</sub> 技術の導入に取り組む生産者を育成・支援します。<農林>	推進			
○エコファーマーマークの利用件数（累計） ㉙1,004件→㉚1,050件	1,020件	1,030件	1,040件	1,050件
● 安全・安心で環境にも配慮した産地づくりに向け、IPM技術※の確立・普及を推進します。<農林>	推進			
○ IPM実践生産者戸数（累計） ㉙247戸→㉚550戸	350戸	450戸	500戸	550戸
● 県南部圏域において、海部地域で生産された有機質肥料（かいふエコ肥料）を活用した資源循環型農業を導入し、耕畜連携による「かいふエコブランド農産物」の栽培拡大を図ります。<南部>	推進			
○ 「かいふエコ肥料」の利用農家数 ㉙155戸→㉚270戸	190戸	210戸	270戸	270戸
5 「危険ドラッグ・ゼロ作戦」の展開（長期：2、中期：II-3②）				
<b>主要指標</b>	○県内の危険ドラッグの販売店舗数	○店（維持）		
● 危険ドラッグの乱用等による健康被害等の未然防止を図り、青少年をはじめとする県民の健康や安全を守るために、成分を特定しない「危険ドラッグ」の規制等を強化した「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、規制・啓発を強化し、より一層の薬物乱用対策を推進します。<保健>	推進			
○県内の危険ドラッグの販売店舗数 ㉙0店→㉚～㉛0店	0店	0店	0店	0店
○大学生による薬物乱用防止指導員養成数 ㉙20人→㉚～㉛年間20人	20人	20人	20人	20人
● 関西広域連合広域医療局を担当している本県がリーダーシップをとり、危険ドラッグの検査方法や規制に係る情報を共有し、圏域内の対策を強化する。<保健>	推進			

主要事業実施工程表（3-5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
6 犯罪抑止対策の推進（長期：2、中期：II-3②）				
主要指標	○街頭犯罪発生件数	25年対比で抑止（減少）		
● 県民の防犯意識の高揚を図り、地域の犯罪抑止機能を強化するため、街頭犯罪等の発生状況や不審者情報の提供及び地域の犯罪情勢に即した効果的な抑止対策とともに、特殊詐欺※の撲滅に向けた取組みを推進します。<警察>	○街頭犯罪発生件数 ㉙2,044件→㉚25年対比で抑止（減少）	推進		→
○侵入窃盗の発生件数 ㉙252件→㉚25年対比で抑止（減少）				
○特殊詐欺の被害額 ㉙約5億4千万円→㉚25年対比で抑止（減少）				
● 県都徳島市を管轄する徳島東警察署の治安維持機能及び南海トラフ巨大地震等の災害時における防災拠点機能を強化するため、同警察署の整備を進めます。 また、日頃の治安維持はもとより、大規模災害発生時に治安対策や救助活動等の災害対策を行う活動拠点として機能する警察署、交番・駐在所等の整備を推進します。 (再掲) <警察>	○徳島東警察署を核とした「新防災センター」の整備 ㉚整備着手	推進		→
● 「徳島県暴力団排除条例」の周知徹底を図るとともに、関係機関、事業者等との連携を更に強化し、地域社会と一体となった暴力団の排除活動を推進します。<警察>	○不当要求防止責任者講習 及び暴力団排除講習受講者数 ㉙3,231人→㉚年間3,000人以上	推進	3,000人	3,000人
● 「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域自主防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮したまちづくりを推進します。<危機>	○自主防犯ボランティア研修受講者数（累計） ㉙912人→㉚1,400人	推進	1,100人	1,200人
● 社会全体で被害者を支え、命の大切さを学ぶ教室の実施、犯罪被害者等による講演の実施、広報啓発活動を実施し、被害者も加害者も出さない社会づくりを推進します。 <警察>	○「命の大切さを学ぶ教室」及び各種会合における犯罪被害者等による講演の実施回数 ㉙5回→㉚年間8回以上	推進	8回	8回
● 新たな管轄区域の見直しや組織体制の再構築、効率的な人員配置により、柔軟で強靭な組織基盤の整備を図り、事件事故の徹底抑止、迅速・的確な初動対応を行います。 <警察>		推進		→

主要事業実施工程表（3-5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）																																																																																								
	H27	H28	H29	H30																																																																																					
● 犯罪被害者やその家族等が受けた被害を回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等への対応を総合的に推進します。<危機>	推進			→																																																																																					
<b>7 交通ルール遵守とマナーの向上（長期：2、中期：II-3②）</b>																																																																																									
<b>主要指標</b> <table> <tr> <td>○交通事故による死者数</td> <td colspan="4"><u>20人台前半</u></td></tr> <tr> <td>● 関係機関・団体と連携し、「交通マナーアップ推進月間（7月・8月）」を実施するほか、日頃から、自動車、自転車等の危険な運転による交通事故の抑止に向け、県民の交通安全意識の高揚を目的とした各種交通安全活動を推進するなど、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるための対策に、継続して取り組みます。&lt;危機・警察&gt;</td><td>推進</td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>○交通事故による死者数 <u>25.49人→30.20人台前半</u></td><td></td><td></td><td></td><td><u>20人台前半</u></td></tr> <tr> <td>○交通マナーアップ宣言団体数 <u>25.973団体→30.每年度900団体以上</u></td><td>900 団体</td><td>900 団体</td><td>900 団体</td><td>900 団体</td></tr> <tr> <td>○シートベルト着用率（運転席） <u>25.98.3%→30.毎年度98%以上</u></td><td>98%</td><td>98%</td><td>98%</td><td>98%</td></tr> <tr> <td>○シートベルト着用率（助手席） <u>25.94.6%→30.毎年度98%以上</u></td><td>98%</td><td>98%</td><td>98%</td><td>98%</td></tr> <tr> <td>○シートベルト着用率（後部席） <u>25.35.9%→30.毎年度55%以上</u></td><td>55%</td><td>55%</td><td>55%</td><td>55%</td></tr> <tr> <td>● 全ての人々が安全・安心して暮らせるよう、歩道等の整備や、事故危険箇所における交通安全対策の整備を推進します。（再掲）&lt;県土&gt;</td><td>推進</td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>○歩道等の整備延長 <u>25.2.6km→30.年間2km以上を整備</u></td><td>2.0km</td><td>2.0km</td><td>2.0km</td><td>2.0km</td></tr> <tr> <td>○第3次社会資本整備重点計画（H24～H28）に基づく事故危険箇所における安全対策の実施箇所数（累計） <u>25.→30.22箇所</u></td><td>11箇所</td><td>22箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○第4次社会資本整備重点計画（H27～H32）に基づく事故危険箇所における安全対策の実施箇所数（累計） <u>25.→30.12箇所</u></td><td></td><td></td><td>6箇所</td><td>12箇所</td></tr> <tr> <td>○無電柱化した県管理道路の延長（累計） <u>25.11.0km→30.11.8km</u></td><td>11.0km</td><td>11.0km</td><td>11.0km</td><td>11.8km</td></tr> <tr> <td>● 交差点の交通事故防止を図るため、ドライバーから見やすいLED式信号灯器の整備を進めます。&lt;警察&gt;</td><td>順次 整備</td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>○車両用LED式信号灯器の割合（再掲） <u>25.61.5%→30.75%</u></td><td>67.5%</td><td>70.0%</td><td>72.5%</td><td>75.0%</td></tr> <tr> <td>● 中山間地域の幅員狭小な道路において、待避所整備に加え、「対向車接近表示システム等」を設置することにより、通行の安全性、快適性を確保します。（再掲）&lt;県土&gt;</td><td>推進</td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td>○対向車接近表示システム等設置箇所数（累計） <u>25.23箇所→30.28箇所</u></td><td>25箇所</td><td>26箇所</td><td>27箇所</td><td>28箇所</td></tr> <tr> <td>● 自転車安全適正利用条例に基づき「自転車交通安全運動月間（4月・5月）」を定めるなど命を守る自転車の安全適正利用と交通マナーアップの県民運動を推進します。&lt;危機・教育・警察&gt;</td><td>推進</td><td></td><td></td><td>→</td></tr> </table>					○交通事故による死者数	<u>20人台前半</u>				● 関係機関・団体と連携し、「交通マナーアップ推進月間（7月・8月）」を実施するほか、日頃から、自動車、自転車等の危険な運転による交通事故の抑止に向け、県民の交通安全意識の高揚を目的とした各種交通安全活動を推進するなど、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるための対策に、継続して取り組みます。<危機・警察>	推進			→	○交通事故による死者数 <u>25.49人→30.20人台前半</u>				<u>20人台前半</u>	○交通マナーアップ宣言団体数 <u>25.973団体→30.每年度900団体以上</u>	900 団体	900 団体	900 団体	900 団体	○シートベルト着用率（運転席） <u>25.98.3%→30.毎年度98%以上</u>	98%	98%	98%	98%	○シートベルト着用率（助手席） <u>25.94.6%→30.毎年度98%以上</u>	98%	98%	98%	98%	○シートベルト着用率（後部席） <u>25.35.9%→30.毎年度55%以上</u>	55%	55%	55%	55%	● 全ての人々が安全・安心して暮らせるよう、歩道等の整備や、事故危険箇所における交通安全対策の整備を推進します。（再掲）<県土>	推進			→	○歩道等の整備延長 <u>25.2.6km→30.年間2km以上を整備</u>	2.0km	2.0km	2.0km	2.0km	○第3次社会資本整備重点計画（H24～H28）に基づく事故危険箇所における安全対策の実施箇所数（累計） <u>25.→30.22箇所</u>	11箇所	22箇所			○第4次社会資本整備重点計画（H27～H32）に基づく事故危険箇所における安全対策の実施箇所数（累計） <u>25.→30.12箇所</u>			6箇所	12箇所	○無電柱化した県管理道路の延長（累計） <u>25.11.0km→30.11.8km</u>	11.0km	11.0km	11.0km	11.8km	● 交差点の交通事故防止を図るため、ドライバーから見やすいLED式信号灯器の整備を進めます。<警察>	順次 整備			→	○車両用LED式信号灯器の割合（再掲） <u>25.61.5%→30.75%</u>	67.5%	70.0%	72.5%	75.0%	● 中山間地域の幅員狭小な道路において、待避所整備に加え、「対向車接近表示システム等」を設置することにより、通行の安全性、快適性を確保します。（再掲）<県土>	推進			→	○対向車接近表示システム等設置箇所数（累計） <u>25.23箇所→30.28箇所</u>	25箇所	26箇所	27箇所	28箇所	● 自転車安全適正利用条例に基づき「自転車交通安全運動月間（4月・5月）」を定めるなど命を守る自転車の安全適正利用と交通マナーアップの県民運動を推進します。<危機・教育・警察>	推進			→
○交通事故による死者数	<u>20人台前半</u>																																																																																								
● 関係機関・団体と連携し、「交通マナーアップ推進月間（7月・8月）」を実施するほか、日頃から、自動車、自転車等の危険な運転による交通事故の抑止に向け、県民の交通安全意識の高揚を目的とした各種交通安全活動を推進するなど、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるための対策に、継続して取り組みます。<危機・警察>	推進			→																																																																																					
○交通事故による死者数 <u>25.49人→30.20人台前半</u>				<u>20人台前半</u>																																																																																					
○交通マナーアップ宣言団体数 <u>25.973団体→30.每年度900団体以上</u>	900 団体	900 団体	900 団体	900 団体																																																																																					
○シートベルト着用率（運転席） <u>25.98.3%→30.毎年度98%以上</u>	98%	98%	98%	98%																																																																																					
○シートベルト着用率（助手席） <u>25.94.6%→30.毎年度98%以上</u>	98%	98%	98%	98%																																																																																					
○シートベルト着用率（後部席） <u>25.35.9%→30.毎年度55%以上</u>	55%	55%	55%	55%																																																																																					
● 全ての人々が安全・安心して暮らせるよう、歩道等の整備や、事故危険箇所における交通安全対策の整備を推進します。（再掲）<県土>	推進			→																																																																																					
○歩道等の整備延長 <u>25.2.6km→30.年間2km以上を整備</u>	2.0km	2.0km	2.0km	2.0km																																																																																					
○第3次社会資本整備重点計画（H24～H28）に基づく事故危険箇所における安全対策の実施箇所数（累計） <u>25.→30.22箇所</u>	11箇所	22箇所																																																																																							
○第4次社会資本整備重点計画（H27～H32）に基づく事故危険箇所における安全対策の実施箇所数（累計） <u>25.→30.12箇所</u>			6箇所	12箇所																																																																																					
○無電柱化した県管理道路の延長（累計） <u>25.11.0km→30.11.8km</u>	11.0km	11.0km	11.0km	11.8km																																																																																					
● 交差点の交通事故防止を図るため、ドライバーから見やすいLED式信号灯器の整備を進めます。<警察>	順次 整備			→																																																																																					
○車両用LED式信号灯器の割合（再掲） <u>25.61.5%→30.75%</u>	67.5%	70.0%	72.5%	75.0%																																																																																					
● 中山間地域の幅員狭小な道路において、待避所整備に加え、「対向車接近表示システム等」を設置することにより、通行の安全性、快適性を確保します。（再掲）<県土>	推進			→																																																																																					
○対向車接近表示システム等設置箇所数（累計） <u>25.23箇所→30.28箇所</u>	25箇所	26箇所	27箇所	28箇所																																																																																					
● 自転車安全適正利用条例に基づき「自転車交通安全運動月間（4月・5月）」を定めるなど命を守る自転車の安全適正利用と交通マナーアップの県民運動を推進します。<危機・教育・警察>	推進			→																																																																																					

主要事業実施工程表（3-5 守り抜く！くらし安全安心セーフティーネットの構築）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
8 人と動物がともに暮らせる地域づくり（長期：1、中期：I-3④）				
<b>主要指標</b>				
○犬猫の殺処分頭数	540頭			
● 「徳島県動物愛護管理推進計画」に基づき、不妊・去勢の推進のため、交付金事業を拡充し、市町村、獣医師会との連携を深め取りにつながる繁殖抑制を図る。適正飼養にかかる啓発、譲渡の推進を図るために、野良猫に不妊・去勢手術を行い元の場所に戻す「TNR活動」のほか、環境省のモデル事業活用等により、マイクロチップ装着の推進による飼い主への返還、譲渡交流拠点施設の整備による里親への譲渡を強化し、殺処分頭数ゼロを目指します。<危機>	推進			
○犬猫の殺処分頭数 <u>(2) 290頭→(3) 540頭</u>	1,100頭	800頭	600頭	540頭
● 人と動物の「共助・共生モデル」として、動物愛護管理センターに収容された犬を飼い主や訓練機関との連携を密にして「災害救助犬・セラピードッグ」等として育成し、人と動物の尊い命を守り、命の尊さを啓発します。<危機>	推進			
○災害救助犬・セラピードッグ等育成頭数（累計） <u>(2) →(3) 100頭</u>	20頭	40頭	70頭	100頭

## 基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

### 【重点戦略1】

#### 未来エネルギーへの挑戦

主要事業実施工程表（4-1 未来エネルギーへの挑戦）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 「水素社会」の創造（長期：2、中期：Ⅲ-2）				
<b>主要指標</b>				
● 「環境首都とくしま」における「新次元」を目指して、地球温暖化対策の切り札となる未来のエネルギー「水素」を積極的に活用するため、「水素グリッド構想」を策定するとともに、水素ステーションの整備を促進し、「燃料電池自動車（FCV）」の県内導入を推進します。<県民> ○「水素グリッド構想」の策定 ②策定 ○「水素ステーション」整備、「燃料電池自動車」導入 ⑧整備・導入	推進			→
● 二酸化炭素を排出せず、走行距離の長い次世代エコカー「燃料電池自動車（FCV）」を県内に普及させるため、自然エネルギー由来の水素を供給する啓発用ステーションを本庁内に整備し、県自らが公用車としてFCVを導入します。 <県民> ○自然エネルギー由来の水素ステーションの整備 ②整備 ○「水素社会啓発・体験ゾーン」等での環境学習 参加者数 ②5 → ⑧～⑩年間300人 ○「燃料電池自動車」の県公用車導入 ⑧導入	推進	300人	300人	300人
● 系統網（電気グリッド）を補完する水素グリッドの構築を目指すため、自然エネルギーによる水素生成について、実現に向けた調査・検討を行います。<県民>	調査・検討			→
2 自然エネルギーの導入拡大（長期：2、中期：Ⅲ-2）				
<b>主要指標</b>				
● 産業部門における自然エネルギー・省エネルギー対策を促進するため、中小企業における設備導入に向けた取組みを推進します。<県民> ○融資による自然エネルギー等の導入数 ⑤23件→⑩80件	推進	40件	55件	76件 80件
● 沿岸地域の豊富な自然エネルギーを有効活用するため、太陽光や小型風力発電、省エネ設備等を積極的に導入し、「持続可能な漁港」の実現を図ります。<県民> ○「漁港低炭素化モデル」の構築 ⑧構築	構築			促進
● 地域漁業との共存を目指し、「電力の地産地消」や「魚礁としての効果」等を併せ持つ、漁業協調型の「洋上風力発電」の実証実験を実施します。<県民・農林> ○漁業協調型洋上風力発電の実証実験 ⑩実施	調査・検討		設計	実施

## 基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

### 【重点戦略2】

#### エネルギー「地産地消」の推進

主要事業実施工程表（4-2 エネルギー「地産地消」の推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 自立・分散型エネルギーの推進（長期：2、中期：Ⅲ-2）				
<b>主要指標</b>				
○小水力発電導入地域の拡大	12市町村			
●「地域」における「エネルギーの地産地消」を促進するため、太陽光に続く「小水力・小型風力発電」の導入を支援します。また、中山間地域がポテンシャルを有する「小水力」については、地域への経済効果も高いと見込まれることから、更なる導入拡大を図ります。<県民>	推進			
○小水力発電導入地域の拡大 ㉙3市町村→㉚12市町村	6市町村	8市町村	10市町村	12市町村
○「小水力・小型風力発電」等導入補助制度の拡充 ㉙拡充				
●本県の特性を活かし、未利用木質資源などバイオマスの生産・利用を担う環境関連産業の創出や、関連技術を活用した地域づくりに取り組みます。<農林>	推進			
○バイオマス利活用モデル地区数（累計） ㉙26地区→㉚34地区	28地区	32地区	33地区	34地区
○木質バイオマスによる発電量 ㉙→㉚6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW	6,000kW
●農村地域において、自然エネルギーを有効活用するため、補助事業を積極的に活用し、「クリーンエネルギーの地産地消」を促進することにより、地域の活性化を図ります。<農林>	推進			
○補助事業を活用した 自然エネルギーの導入地区数（累計） ㉙5地区→㉚12地区	9地区	10地区	11地区	12地区
●自然エネルギーの普及促進と次代を担う子どもたちの関心を高めるため、太陽光・水力・小水力・風力・木質バイオマス発電設備の見学、水素の活用、先端のデジタル技術を用いた映像等の体験学習の場となる「自然エネルギーミュージアム」を整備し、「とくしま自然エネルギー探検隊事業」などで活用します。また、地域の自然エネルギー導入を促進するため、市町村や民間事業者に対する技術支援を行います。<企業>	推進			
○自然エネルギー導入を促進する システム構築及び技術支援 ㉙相談窓口設置・支援				
○川口ダム自然エネルギーミュージアム整備 ㉙整備・活用				

主要事業実施工程表（4-2 エネルギー「地産地消」の推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
2 地球にやさしいライフスタイルへの転換（長期：2、中期：Ⅲ-1）				
<b>主要指標</b>				
○あわ産LED道路照明灯の設置基数	1,800基			
● 省エネルギー対策を推進するため、県管理道路における道路照明灯等のLED化を推進します。（再掲）<県土> ○あわ産LED道路照明灯の設置基数（累計） ㉕450基→㉚1,800基	推進 900基	1,200基	1,500基	1,800基
● 「徳島県地球温暖化対策推進条例」に基づく「地球温暖化対策推進計画」により、重点プログラムをはじめとした温室効果ガス削減のための施策を推進するとともに、「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」に基づき、庁舎の省エネルギー対策を推進するなど、県独自の環境マネジメントシステムにより、環境にやさしい行政運営の徹底を図ります。<県民> ○県の事務及び事業に伴い 排出される温室効果ガス総排出量 平成25年度比（㉑5%削減）	促進 △1%	△2%	△3%	△4%
● 運輸部門における二酸化炭素排出量を縮減するため、充電スタンドの充実を図るなどして、県内における電気自動車等（プラグインハイブリッド車を含む）の普及を加速します。<県民> ○県内の電気自動車等販売台数 ㉕423台→㉚1,000台	促進 550台	650台	800台	1,000台
● 持続可能な省エネ社会の実現に向け、エネルギーの効率的な利用や、環境負荷の少ない自然エネルギーの積極的な活用など、省エネのモデル地区を構築し、スマートコミュニティの推進を図ります。<県民> ○スマート社会モデル地区の構築 ㉑構築	調査 →	構築 →	推進 →	
● 「環境首都とくしま・未来創造憲章」に基づく、県民・事業者の環境行動を後押しするとともに、県民、事業者、行政などあらゆる主体への普及啓発を推進します。<県民>	推進 →			
● 地球にやさしいライフスタイルへの転換や、県民の環境活動を推進するため、「とくしま環境県民会議」が中心となり、他の団体や関係機関との連携を強化して、取組みを支援・拡大します。<県民>	推進 →			
● パーク・アンド・ライド、ノーカーデー等の社会的メリットを渋滞対策協議会等を通じて啓発し、マイカー利用から公共交通機関利用への転換を促進します。（再掲）<県土> ○店舗利用型パーク・アンド・ライド実施箇所数 ㉕1→㉚5箇所	促進 →	3箇所	4箇所	5箇所
● 省エネルギー・長寿命など環境配慮型の車両用LED式信号灯器の計画的な整備を進めるとともに、ビルや工場の省エネ対策の推進のため、「ESCO事業*」等の普及を図ります。<県民・警察>	順次 拡大 →			

## 主要事業実施工程表（4-2 エネルギー「地産地消」の推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● カーボン・オフセットの推進に向け、産学民官が協働し商品開発やPRなどを通じ、制度の普及啓発を進めます。 ＜県民＞ ○県内行事等におけるカーボン・オフセットの啓発活動の実施数（累計） ②5→⑩9件	推進			→ 6件 9件
● 「環境に優しい移動手段」である次世代自動車の活用や、徒歩や自転車、公共交通機関などへの転換を推進するなど、より環境負荷の少ない県民のライフスタイルの転換を進めます。＜県民＞ ○夏・冬のエコスタイル等を通じた啓発活動 ②実施→⑩実施	推進			→
● 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づく「脱炭素社会の実現に向けた『新たな削減目標』の設定と施策展開」や「徳島県気候変動適応戦略」により、温室効果ガス削減のための施策や気候変動に適切に対応するための施策の推進を図ります。＜県民＞ ○「とくしまエコパートナー」の協定締結企業数（累計） ②5→⑩10企業 ○「気候変動アワード」の表彰数（累計） ②5→⑩5件 ○徳島版ロールモデルの発表数（累計） ②5→⑩5件			→ 5企業 10企業 2件 5件 2件 5件	推進
● 「環境首都とくしま・未来創造憲章」に掲げる行動指針「食物の恵みに感謝し、食材を無駄なく使い、食べ残しはやめましょう」に基づき、「食品ロスの削減」に向けた取組みの推進を図ります。＜県民＞ ○食品ロス削減の啓発活動の実施数（累計） ②5→⑩6件			→ 4件 6件	推進

### 3 平時・災害時両面での自然エネルギーの利活用（長期：2、中期：III-2）

主要指標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 次世代エコカー（EV、FCV、PHV*等）の優れた蓄電や発電機能を災害時の非常用電源として有効活用するため、県及び市町村の公用車を次世代エコカーに更新するとともに、それを用いて防災拠点や避難所等へ電力を供給する取組み（V2H*の設置等）を広めます。＜県民＞ ○防災拠点や避難所への次世代エコカーによる電力供給の取組市町村数 ②1市町村→⑩全市町村	推進			→ 3市町村 8市町村 16市町村 24市町村
● 災害時に停電した場合でも、必要な電力を自然エネルギーで確保するため、県内の防災拠点や避難所に太陽光パネル、蓄電池等を設置します。＜県民＞ ○防災拠点や避難所への太陽光パネルの設置箇所 ②21箇所→⑩100箇所	推進			→ 87箇所 92箇所 97箇所 100箇所

## 基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

### 【重点戦略3】

#### 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 次世代へ繋ぐ豊かな環境づくり（長期：2、中期：Ⅲ-1②）				
<b>主要指標</b>				
○「親子環境学習教室」参加者数			200人	
● 環境に関する高い意識と行動規範・実践力を持つ人材を養成するため、「環境首都とくしま・未来創造憲章」の普及啓発等を目的とした各種講座を実施します。<県民>	推進			
○「とくしま環境学講座」受講者数 ㉕→㉖年間1,000人	50人	50人	1,000人	1,000人
○「親子環境学習教室」参加者数 ㉕→㉖200人	150人	170人	190人	200人
● 剣山山頂「あわエコトイレ」の完成を記念して、「登山マナーアップ・キャンペーン」を実施するとともに、「山の日」の制定を契機として、自然保護や登山マナーの向上に向けた啓発活動を推進します。	推進			
また、剣山国定公園を「地域の宝」として次世代に継承していくため、子どもや女性、若者を対象とした参加体験型の環境教育や自然保護等の活動を通じて、自然環境を保全する新たな担い手を育成するとともに、剣山の魅力を県内外にPRし、更なる「剣山ファン」の拡大を図ります。				
<西部>				
○「剣山ソータークラブ」の活動実施回数 ㉕→㉖～㉖年間5回以上	5回	5回	5回	5回
○自然保護や登山マナー向上に向けた啓発活動実施回数 ㉕→㉖～㉖年間2回以上	2回	2回	2回	2回
○剣山山頂「あわエコトイレ」完成記念 「登山マナーアップ・キャンペーン」の実施 ㉗実施				
○「ジュニアネイチャーリーダー」、 「女性ソーター」、「若者ソーター」の創設 ㉗創設				

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」 美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 「道の駅日和佐」の機能強化とともに、多様な地域的魅力を備えた周辺施設を「道の駅サテライトステーション」として配置し、「道の駅」を起点に観光客が「回遊」し、「滞在性」も高まる仕組みづくりを進めます。 また、美しく豊かな環境を次世代に継承するため、地元住民等と連携し、豊かな海からのめぐみを活用した持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境保全意識の向上を図るため、海岸漂着物の除去及びビーチコーミング*を行うことにより、海の環境について学び考えることを推進します。<南部> ○ 「道の駅日和佐」周辺施設を 「サテライトステーション」としてネットワーク化 ㉕→㉗4施設	推進			
○ 「道の駅日和佐」を拠点に自然体感事業 ㉕→㉗～㉙年間4回	4回	4回	4回	4回
○ 「四国の右下・まけまけマルシェ」の 「道の駅日和佐」での開催 ㉕→㉗～㉙年間5回	5回	5回	5回	5回
○ 「海からのめぐみ」を活用したまちづくり参加者数 ㉕→㉙1,900人	1,000人	1,100人	1,600人	1,900人
○ ビーチコーミング参加者数 ㉕→㉙年間200人	70人	80人	200人	200人
● 県民主体の環境活動拠点である「エコみらいとくしま（環境首都とくしま創造センター）」の取組みを核として、県民一人ひとりが高い環境意識を持って行動できるよう、広域的かつ先導的な実践活動を推進します。<県民> ○ 「エコみらいとくしま」で実施する実践活動の回数 ㉕8回→㉙13回	推進			
	10回	11回	12回	13回
● 生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土を愛するモラルの高い児童・生徒の育成を目指した公立小中高等学校及び特別支援学校の「新学校版環境ISO」の取組みを推進します。<教育> ○ 「新学校版環境ISO」認証を取得した学校の割合 ㉕75%→㉙86%	推進			
	80%	82%	84%	86%
● 学校施設において、 <u>県産材を活用した木造化や木質化</u> 、太陽光発電設備や省エネ器具の導入などを進め、全ての公立学校を地域の環境教育の拠点とすることにより、地域全体で取り組む環境保全活動の充実を図ります。<教育> ○ エコスクール化県立学校数 ㉕29校→㉙45校（全校）	推進			
	38校	40校	42校	45校
● 県民の環境保全に対する意識をさらに高め、県民一人ひとりの自主的・積極的意欲を増進させることにより、県民一人ひとりの自主的・積極的な環境行動・活動を促進するため、地域における団体等の環境学習の取組みを支援します。<県民> ○ 環境アドバイザー派遣件数 ㉕59件→㉗～㉙年間60件	推進			
	60件	60件	60件	60件

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 「環境首都とくしま・未来創造憲章」に新たに加えた「キッズバージョン」を環境学習に積極的に活用し、子どものころからの環境問題に対する関心を高める取組みを推進します。<県民>	推進			
2 きれいな水環境づくりの推進（長期：2、中期：Ⅲ-3①）				
<b>主要指標</b>				
○汚水処理人口増加数	8. 4万人			
● 全国に誇れる「徳島きれいな水環境」の創造に向け、生活排水対策として、各種汚水処理施設（旧吉野川流域下水道、公共下水道、市町村設置型浄化槽など）の整備を促進します。また、各種汚水処理施設の普及促進のため、「公共下水道への接続促進」、「合併処理浄化槽への転換促進」及び「浄化槽の適正管理」など、地域の実情に合わせた普及啓発活動を推進します。<県土>	推進			
○汚水処理人口増加数（累計） ㉗～㉕4. 2万人→㉗～㉘8. 4万人	1.1万人	2.8万人	5.4万人	8.4万人
○市町村設置型浄化槽の設置基数（累計） ㉕545基→㉘1, 090基	660基	780基	920基	1,090基
○旧吉野川流域下水道幹線管渠の整備延長（累計） ㉕24. 3km→㉘24. 7km	24.7km			
● 「きれいな水環境」を維持するため、既存の汚水処理施設（農業集落排水など）の機能の維持・向上を図ります。<県土>	推進			
○農業集落排水処理施設の保全（機能強化）地区数（累計） ㉕8地区→㉘13地区	10地区	11地区	12地区	13地区
● 海・川における良好な水質環境を保全するため、事業所排水による汚濁負荷の総量を計画的に抑制します。<県民>	推進			
○水質環境基準の達成率（河川・海域） ㉕100%→㉘～㉘毎年100%	100%	100%	100%	100%
○第8次総量削減計画の策定 ㉙策定				
● 地域住民と協働し、海ごみの除去等を進め、「美しい徳島の海づくり、渚づくり」を推進します。<農林>	推進			
○掃海実施件数 ㉕～㉘7件		7件	7件	
● 河川を対象とした環境学習やフィールド講座の実施により、河川環境保全への意識啓発を行うとともに、「徳島のみずべ」の魅力を発信します。<県土>	推進			
○環境学習、フィールド講座の参加人数 ㉕526名→㉘～㉘年間500人以上	500人	500人	500人	500人
● 生活排水による汚染を防止するため、県民による自主的な活動の支援や意識啓発を実施します。<県民>	推進			

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 土砂等の埋立て等による土壤汚染及び水質汚濁並びに災害の発生を防止するため、開発行為等に伴って発生する土砂等の埋立て等について、許可制などの規制を行います。 ＜県民＞	推進			
<b>3 良好的な大気環境の保全（長期：2、中期：Ⅲ-3①）</b>				
<b>主要指標</b>	○大気汚染に係る環境基準達成状況（二酸化窒素） 100%			
● 本県の良好な大気環境を保全するため、事業所等の監視・測定を機動的・効率的に実施します。<県民> ○大気汚染に係る環境基準達成状況（二酸化窒素） <u>(25)100%→(27)~(30)毎年100%</u>	推進	100%	100%	100%
○工場・事業場等のばい煙排出規制の適合状況 <u>(25)100%→(27)~(30)毎年100%</u>	100%	100%	100%	100%
● 大気環境中へのアスベストの飛散を防止するため、アスベスト除去等工事に対する事前指導を徹底するとともに、工事現場への立入指導等を実施します。<県民>	推進			
<b>4 総合的な化学物質対策の推進（長期：2、中期：Ⅲ-3①）</b>				
<b>主要指標</b>	○協定事業所への調査実施率 100%			
● 化学物質による環境リスクを低減するため、県民や事業者の方に化学物質のリスクを正しく理解していただくよう努めるとともに、その適正使用を呼びかけ、有害な化学物質の環境中への排出量の削減を図ります。<県民> ○協定事業所への調査実施率 <u>(25)→(30)100%</u>	推進	100%	100%	
○啓発行事、セミナー等実施回数 <u>(25)年間1回→(30)年間2回</u>	1回	2回		
● 災害時等における有害化学物質による二次被害の発生を防止するため、化学物質の漏洩防止や危機管理体制の構築など、大規模事業所等を中心に整備が進められた災害時対策について、その検証と見直しを促します。<県民>	推進			
<b>5 地域の良好な景観づくり（長期：2、中期：Ⅲ-3①）</b>				
<b>主要指標</b>	○都市公園における官民協働による花壇区画の設置数 8区画			
● 花を通して来訪者の心を癒し、美しい魅力あふれる都市公園となるよう、官民協働で公園内の花壇づくりを推進します。<県土> ○都市公園における官民協働による花壇区画の設置数（累計） <u>(25)→(30)8区画</u>	推進	2区画	4区画	6区画
				8区画

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 住民と行政が協働で道路景観の向上を図り、地域の歴史・文化や自然を活かした地域づくりを支援する「とくしま風景街道※」の取組みを推進します。<県土> ○「とくしま風景街道」を活用したイベントの実施・支援 ㉗～㉩毎年1回実施	推進 1回	1回	1回	1回
● 地域の自然環境やまちなみと調和した良好な地域景観が形成されるよう、景観に配慮した公共事業を実施します。 <県土> ○無電柱化した県管理道路の延長（累計）（再掲） ㉕11.0km→㉩11.8km ○木製（間伐材）ガードレール等の設置延長（累計）（再掲） ㉕7,770m→㉩11,000m	推進 11.0km 9,500m	11.0km 10,000m	11.0km 10,500m	11.8km 11,000m
● 新町川河川網周辺の既存観光資源を活用し、「ひょうたん島川の駅ネットワーク構想」等と連携して川の魅力を発信することにより、中心市街地の活性化及び観光振興を促進します。（再掲）<県土>	促進			
<b>6 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進（長期：2、中期：Ⅲ-3②）</b>				
<b>主要指標</b>	○廃棄物処理施設の見学など、児童・生徒等に対する実践的な3Rの普及啓発活動に取り組む市町村数 全市町村			
● 廃棄物の発生抑制・リサイクルを促進するため、普及啓発活動等を行います。<県民> ○廃棄物処理施設の見学など、児童・生徒等に対する実践的な3Rの普及啓発活動に取り組む市町村数 ㉕一→㉩全市町村	推進 6市町村	12市町村	17市町村	24市町村
○リサイクルの啓発に積極的に取り組む産業廃棄物処理業者 ㉕8事業所→㉩20事業所	11事業所	14事業所	17事業所	20事業所
○廃蛍光管リサイクル取組市町村数 ㉕15市町村→㉩全市町村	18市町村	20市町村	22市町村	24市町村
○リサイクル製品の認定数 ㉕42製品→㉩50製品	44製品	46製品	48製品	50製品
● 事業者、市町村、消費者団体等との連携のもと、環境に一層配慮した活動を行う店舗を増やすとともに、店舗の取組みを県民に発信することで、「環境にやさしいショッピングスタイル」の推進を図ります。<県民> ○「スーパーエコショップ（仮称）」制度認定店舗数 ㉕一→㉩10店舗	検討 3店舗	推進 6店舗		10店舗

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 「とくしま環境県民会議」を中心に市町村や民間企業等と連携して、レジ袋の削減とマイバッグ推進の担い手である「マイバッグでお買い物隊員」の登録数増加を図ります。<県民> ○マイバッグでお買い物隊員数 ㉕5,178人→㉖6,800人以上	推進			→
5,600人	5,700人	6,600人	6,800人	
● 環境物品（環境負荷の低減に資する物品や役務）等の調達については、原則、「徳島県グリーン調達等推進方針」に基づくこととします。<県民> ○環境物品等の調達率 ㉕99%→㉖～㉗100%（全分野）	推進			→
100%	100%	100%	100%	
● 農村地域の環境保全や資源の有効利用のため、使用済み農業生産資材について、関係者に対し、適性な回収処理の徹底周知・指導を行い、排出量の抑制を含む適切な処理を進めます。<農林> ○使用済み農業用フィルム（各種ビニール類）回収率 ㉕94%→㉖～㉗100%	推進			→
98%	100%	100%	100%	
● 家畜排せつ物をバイオマス資源として効率的に熱利用する方策などを検討するとともに、肥料として有効利用を図ります。<農林> ○家畜排せつ物の再利用率 ㉕100%→㉖～㉗100%	推進			→
100%	100%	100%	100%	
● 循環型社会経済システムの構築に向けて、「建設リサイクル推進計画」に基づき建設廃棄物のリサイクルを推進します。<県土>	推進			→

#### 7 廃棄物処理の適正化（長期：2、中期：Ⅲ-3②）

主要指標	○徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダー新規登録者数	40人			
		H27	H28	H29	H30
● 廃棄物の不適正処理を防止するため、廃棄物の排出事業者、処理事業者等への立入検査や調査を強化するとともに、県民との協働によりきめ細やかな対策を進めます。<県民>	○徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダー新規登録者数 ㉕→㉖40人	推進			→
	○企業との連携による不法投棄監視協力企業等 ㉕16企業・団体→㉖26企業・団体	10人 20 企業・団体	20人 22 企業・団体	30人 24 企業・団体	40人 26 企業・団体
● パトロールや監視カメラの活用などにより、不法投棄の早期発見や拡大防止を図り、大規模化を防止します。<県民>	○廃棄物の適正処理のための 事業所等への立入調査（延べ回数） ㉕4,965回→㉖～㉗年間5,000回以上	推進			→
	○監視カメラ運用共働監視箇所数 ㉕→㉖～㉗2箇所	5,000回 2箇所	5,000回 2箇所	5,000回 2箇所	5,000回 2箇所

主要事業実施工程表（4-3 「未来への贈り物」美しく豊かな環境の継承）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため、業者に対する法知識・処理技術の研修を行います。<県民> ○産業廃棄物適正処理講習会受講者（累計） ㉕1,100人→㉚1,600人	推進			→
	1,300人	1,400人	1,500人	1,600人
● 南海トラフ巨大地震や集中豪雨等で発生する災害廃棄物の処理に迅速に対応するため、各市町村における災害廃棄物処理計画の見直しを推進します。<県民> ○見直し実施市町村数 ㉕一→㉚全市町村	推進			→
	12 市町村	24 市町村	24 市町村	24 市町村
● 海岸の良好な景観や環境の保全を図るため、海岸漂着物の状況を的確に把握します。<県民> ○監視体制の確立 ㉕一→㉚体制確立	体制 確立・ 推進			→

## 基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

### 【重点戦略4】

#### 人と自然が調和するとくしまの推進

主要事業実施工程表（4-4 人と自然が調和するとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
1 「次世代型鳥獣被害対策」の推進（長期：2、中期：Ⅲ-4）				
<b>主要指標</b>				
○「30歳未満」の狩猟免許取得者数の増加	50人			
● 狩猟者の減少と高齢化が進む地域社会において、暮らしや農林業に深刻な被害を及ぼす野生鳥獣の個体数管理を推進するため、高校・大学等での出前講座の実施等により、狩りガール※・若手ハンターなど次世代の狩猟人材の育成確保を図ります。<危機>	推進			
○「30歳未満」の狩猟免許取得者数の増加（累計） ㉙23人→㉚50人	35人	40人	45人	50人
○農業科設置高校「わな免許取得講座」の創設 ㉗創設				
● 野生鳥獣の捕獲圧を高めるため、県・市町村・警察・自衛隊等のOBに対して狩猟免許取得の要請を行うとともに、女性や若年層等を対象に狩猟免許取得促進を目的とした出前講座や実習等を実施することにより、狩猟免許所持者数の増加を図ります。<危機>	推進			
○狩猟免許所持者数（累計） ㉙2,697人→㉚2,900人	2,750人	2,800人	2,850人	2,900人
● 「徳島県特定鳥獣管理計画」に基づいた適正管理を推進するとともに、指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）による被害を防止するため、県が主体となって積極的に指定管理鳥獣を捕獲します。<危機>	推進			
○ニホンジカ捕獲頭数 ㉙9,954頭→㉗～㉚6,300頭以上	6,300頭	6,300頭	6,300頭	6,300頭
○イノシシ捕獲頭数 ㉙6,781頭→㉗～㉚6,600頭以上	6,600頭	6,600頭	6,600頭	6,600頭
○ニホンザル捕獲頭数 ㉙1,398頭→㉚1,000頭以上	1,200頭	1,100頭	1,000頭	1,000頭
○「とくしま捕獲隊」による管理捕獲の実施地区 ㉙一→㉗～㉚毎年3地区	3地区	3地区	3地区	3地区
○ニホンジカモニタリング調査 ㉙調査→㉗～㉚毎年調査				
○次期「徳島県特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル）」の策定 ㉙策定・㉗～㉚推進				

主要事業実施工程表（4-4 人と自然が調和するとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）				
	H27	H28	H29	H30	
● ニホンザル加害群れの数を10年後までに半減させるため、国と連携して「ニホンザル加害群減少モデル」を構築するとともに、加害群れを特定した効果的な捕獲や避妊処による繁殖抑制に取り組むなど、ニホンザル対策を推進します。<危機> ○「ニホンザル加害群減少モデル」の構築 ②構築		調査 実証	構築	推進	
● 野生鳥獣による農作物の被害状況、侵入防止柵、捕獲状況や生息状況等のデータをG I S等の地図情報上で管理する、目に見える「鳥獣被害情報システム」を構築し、野生鳥獣による農作物等の被害軽減につなげます。<農林> ○「鳥獣被害情報システム」の構築 ②構築	構築	拡充・ 運用	運用		
● 農林水産業の生産活動を促進するため、サル・シカ・イノシシ・カワウなどの鳥獣被害対策を総合的に進めます。<農林> ○鳥獣被害対策指導員の養成人数（累計） ②71人→⑩110人 ○集落等で取り組んだ防止施設等の整備件数（累計） ②985件→⑩1,600件 ○広域連携による 新たなカワウ被害防止対策の実施箇所数 ②一→⑦～⑩年間2箇所	推進	86人 1,050件 2箇所	94人 1,500件 2箇所	102人 1,550件 2箇所	110人 1,600件 2箇所
● 剣山山系などの希少な野生植物等を保護するため、ニホンジカ食害防止の樹木ガード等を設置します。<危機> ○樹木ガード等の設置数（累計） ②2,530本→⑩3,300本	推進	2,700本	2,900本	3,100本	3,300本
● 野生鳥獣の処理加工施設を拠点に、地元で「阿波地美栄（ジビエ）」を取り扱う店舗を増やすとともに、海外展開も視野に入れたPR活動等を通じて消費拡大を図ります。 (再掲) <農林> ○「阿波地美栄」取扱店舗数（累計） ②5店舗→⑩29店舗 ○ハラール対応「阿波地美栄」供給体制モデルの構築 ②実証開始	推進	12店舗	14店舗	22店舗	29店舗
● 特定外来種（アライグマ・アルゼンチンアリ等）による生態系や農林水産業への被害を防止するため、地元市町村や地域住民、また関係団体などと連携し特定外来種についての調査や駆除対策等を行います。<県民> ○特定外来種を駆除するための生息状況調査 ②調査→⑦～⑩毎年調査	推進				

## 主要事業実施工程表（4-4 人と自然が調和するとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
<b>2 生物多様性戦略の推進（長期：2、中期：Ⅲ-4）</b>				
<b>主要指標</b>				
○自然を再生する事業の実施地区数	6箇所			
● 自然公園内の自然生態系が消失・変容した地域において、損なわれた自然環境を取り戻すため、専門家、NPO、地域住民等の参加の下、自然の再生・修復を図ります。また、県民が生物多様性の重要性を認識するとともに、それぞれが生物多様性を保全し、持続的に活用する行動を推進するため、とくしま生物多様性センターを中心として、県民に対する生物多様性の広報・教育・普及啓発を強化します。<県民>	推進			
○自然を再生する事業の実施地区数（累計） ㉙③箇所→㉞⑥箇所	4箇所	5箇所	5箇所	6箇所
○生物多様性リーダーの創設 ㉚創設	25人	50人	75人	100人
○生物多様性リーダー数 ㉙一→㉞100人	4箇所	7箇所	10箇所	
○「とくしま生態系ホットスポット10選」の選定（累計） ㉙一→㉞10箇所				
● 希少野生動植物を保護し良好な自然環境を保全するため、県民主体による指定希少野生生物*の生息・育成の環境の保全、回復等に関する取組みの推進を図ります。<危機・県民>	推進			
○「希少野生動植物保護回復事業計画」の策定・実施件数 ㉙一→㉞3件以上	1件	1件	2件	3件
● 県南部圏域において、「千年サンゴ」等環境変化により消失・変容の懼れがある自然公園地域内の生態系や貴重な自然資源を保全するため、地元市町、NPO、地域住民と連携して保護活動を行います。<南部>	推進			
○民間協働による海洋生物多様性を消失させる有害生物の駆除活動等参加者数 ㉙95人→㉞年間100人	100人	100人	100人	100人
● 民間の協力を基に、県南地域の自然林から採集した広葉樹の種子を育苗・植樹して自然再生を目指す「どんぐりプロジェクト」を推進します。<南部>	推進			
○「どんぐりプロジェクト」による育苗本数 ㉙43,000本→㉞58,000本	49,000本	52,000本	55,000本	58,000本
<b>3 自然環境に配慮した公共事業の推進（長期：2、中期：Ⅲ-4）</b>				
<b>主要指標</b>				
○自然環境調査に基づく事業計画策定地区数	56地区			
● 「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」等に基づき、自然環境に配慮した公共事業を推進します。<農林・県土>	推進			
○自然環境調査に基づく事業計画策定地区数（累計） ㉙47地区→㉞56地区	51地区	54地区	55地区	56地区

主要事業実施工程表（4-4 人と自然が調和するとくしまの推進）

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H27	H28	H29	H30
● 本県の優れた自然景観等を有する自然公園などについて、自然景観等の保護や利用の増進を図るため、施設整備を行います。<県民> ○鳴門公園施設内での多言語表記の観光案内板設置率 ㉙26%→㉞100% ○登山道と四国のみちの再整備ルート数 ㉙12ルート→㉞15ルート	推進 26%	50%	75%	100% 13ルート 14ルート 14ルート 15ルート
● 漁場環境に配慮した藻場の造成を推進します。 <農林> ○藻場造成箇所数（累計）（再掲） ㉙15箇所→㉞24箇所	推進 18箇所	20箇所	22箇所	24箇所

## 基本目標4 「環境首都・新次元とくしま」の実現

### 【重点戦略5】

#### とくしま豊かな森林づくりの推進

##### 主要事業実施工程表 (4-5 とくしま豊かな森林づくりの推進)

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程(年度別事業計画)				
	H27	H28	H29	H30	
1 公有林化戦略「徳島グリーンスタイル」の展開(長期:2、中期:Ⅲ-5)					
主要指標	○「公的管理森林」面積の拡大	7,050ha			
● 水源をはじめとする環境や防災面で重要な森林について、所有者の管理放棄や目的が明らかでない森林買収などに対応するため、県民共通の財産として、取得や公的機関による管理を進め、適正な保全を推進します。<農林・企業>	○「公的管理森林」面積の拡大(累計) ㉙1,949ha→㉚7,050ha	3,900ha	4,950ha	6,000ha	7,050ha
	○うち「とくしま県版保安林」の指定面積(累計) ㉙→㉚250ha	100ha	150ha	200ha	250ha
	○県営水力発電の水源かん養に資する 公有林化・間伐等支援 ㉗～㉚支援				
	○「公有林化拡大推進基金(仮称)」の創設 ㉙創設				
● 森林の持つ公益的機能を維持し、適切に管理・保全していくため、保安林の指定による公的管理や適正な管理の根幹となる森林境界の明確化を推進します。<農林>	○保安林指定面積(民有林)(累計) ㉙96,124ha→㉚97,800ha	97,200ha	97,400ha	97,600ha	97,800ha
	○森林境界明確化の実施面積率 ㉙32%→㉚50%	40%	44%	47%	50%
● 「健全な森林」、「豊かな森林」をつくるため、造林や間伐、針広混交林・複層林への誘導、広葉樹林の整備を推進します。<農林>	○人工造林面積 ㉙182ha→㉚300ha	220ha	240ha	270ha	300ha
	○間伐実施面積(累計) ㉙58千ha→㉚73千ha	64千ha	67千ha	70千ha	73千ha
	○針広混交林・複層林の誘導面積(累計) ㉙20,365ha→㉚25,000ha	22千ha	23千ha	24千ha	25千ha
	○広葉樹林の整備面積(累計) ㉙858ha→㉚1,400ha	1,100ha	1,200ha	1,300ha	1,400ha

**主要事業実施工程表 (4-5 とくしま豊かな森林づくりの推進)**

主要施策・主要事業の概要・数値目標	工程(年度別事業計画)			
	H27	H28	H29	H30
<b>2 県民総ぐるみによる森林づくり(長期:2, 中期:Ⅲ-5)</b>				
<b>主要指標</b>				
○「県民憩いの森(仮称)」の創設	10箇所			
● 豊かな森林を活用し、森林体験や学習の場を創出することで、将来の担い手の確保や森林への意識の醸成を図ります。<農林>	推進			
○「県民憩いの森(仮称)」の創設(累計) <u>(25)→(30)10箇所</u>	2箇所	4箇所	7箇所	10箇所
○大学等の体験林「フォレストキャンパス」の創設(累計) <u>(25)→(30)5箇所</u>	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所
● 森林の重要性をPRするとともに、ボランティアや企業・県民と協働した森づくり活動や、森林のCO <sub>2</sub> 吸収量を活かした排出量取引制度の導入を推進します。<農林>	推進			
○県民参加による植樹など森づくり件数 <u>(25)12件→(27)~(30)年間10件</u>	10件	10件	10件	10件
○カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数(累計) <u>(25)105企業・団体→(30)140企業・団体</u>	110 企業・ 団体	120 企業・ 団体	130 企業・ 団体	140 企業・ 団体
○個人寄附金による森づくり箇所数(累計) <u>(25)4箇所→(30)18箇所</u>	6箇所	7箇所	17箇所	18箇所
○森林吸収量認証面積(累計) <u>(25)1,129ha→(30)2,800ha</u>	1,500ha	1,800ha	2,300ha	2,800ha
● 管理放棄森林の解消や水資源の確保、山地災害の防止など森林の保全に向け、「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、「とくしま森林づくり県民会議」のもと、県民や企業・NPOなど県民総ぐるみで森林づくりに取り組みます。<農林>	推進			
● 林道利用者にとって必要とされる情報を収集、すばやく発信する「林道プラットフォーム」(平成26年度構築)を利用推進することにより、街から郷へ更なる人の波を生み出し、山郷の新しい“にぎわい”興しをめざします。<農林>	推進			